

平成 19 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成19年9月18日 開 議 午前9時30分

	副 議 長	おはようございます。山西毅議長より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。
日程第1		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において20番、高木堅君、21番、谷森哲雄君を指名いたします。
日程第2		日程第2 一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。 18番、川原茂行君。
	川原議員	まず、人口増対策と、その根幹をなす水資源確保対策についてをお尋ねいたしたいと思います。 本年7月1日現在の県発表の推計人口を見ますと、本町は19,603人と合併以来減少状況にあります。合併協議時は2万数千人程度が細かい行政サービスができるであろうと、産業、風土、環境のよく似た3町合併を選んだものと存じますが、このまま自然減少を考えますと、2010年に行われる次の国勢調査では、18,000人台になることが予想されます。行政の基本はやはり人口であり、行政サービスと住民負担が効率的に運用されなければなりません。このままだと近い将来においては、近隣の市町と再度の合併という選択も生じてまいります。その前に、当初の合併目的であります再認識のもと、適当な人口を確保し、現まんのう町が独立していけるような産業基盤の確立とともに、人口増対策とその根幹をなす水資源の確保対策を早急に図る必要があるのではなかろうかと思い、次のご質問をいたします。 まず1点目の水資源の確保についてでございます。満濃池の導水関係について、本年の満濃池の水位は、長い間異常な渇水状態が続き、原因は雨量が少ないのと、土器川からの導水にあります。雨量はいたし方ないにしても、土器川の導水におきましては早期に解決ができなかったかと思う次第であります。これは一水利組合も問題ではなく、満濃池を有するまんのう町としても他人事ではなく、町としてもできる限りの努力や対策をするのが当然のことと思われるが、町としてどのような努力を、また対策をしたのか、また現在はすべてに解決しているのかどうかご質問をいたします。また、これに関連した山地、いわゆる森林が多いまんのう町でございます。私、6月にも質問をいたしましたが、ダム、いわゆる治水砂防の建設要望について、本年施行された参院議員選挙時、安倍総理来県時に県から香川県の水状況について要望が出され、総理も認識されたように報道されてまいりましたが、

川原議員 副 議 長 町 長	地元から積極的な要望や施策が提案されないのは、一步も前進しないわけですから、この機会に町としてダム等建設可能な地域を調査して、要望していく必要があるのではないかと思います。これらは計画して完成までには長い年月を要するものであり、急を要するものと思われませんが、この件についてご質問をいたします。 2点目に、人口増対策についてであります。廃校跡地、これが今現在、小学校4校ございますが、これらを利用した企業等誘致について、企業誘致可能な公共施設を選定し、各関係機関に積極的に働きかけ、若者に魅力ある企業を誘致、若者の町内定着を目指して努力をされてはどうかと。また、廃校等を利用し、住宅団地の建設、一応分譲地ということでございますが、町内の環境にこれらの住宅地は、決して他町には劣るものではないと思っておりますが、比較的利便性の高い地域を選定し、住宅、会社等と連携し、分譲地の建設ができないかどうかご質問をいたします。また既存の井戸に対する再調査の助成でございます。この既存の、ちょっと前後いたしました、水資源の関係につきまして、今まであった井戸の再調査、これは飲料用水でなくて、農業用水、また家庭で洗濯等の飲料水以外の水に使えるかどうか、こういうものについてのお考え方をお尋ねするわけでございます。 3点目につきましては、近くくるであろうと報道されております南海、東南海地震、またこれらに対する震災の体制についてをお聞きいたします。今現在、そういうことを前提にいたしまして、仲南地区のみ実施をされております。各自治会によって、そういう防災訓練、そういうものをやっておりますが、琴南地区、満濃地区等については、どのような形でこういう防災訓練をされておるのか、この3点をまず町長にお伺い申し上げます。 町長、栗田隆義君。 それでは、川原議員の質問にお答えを申し上げます。人口対策とその根幹をなす水資源の確保対策についてのご質問でございます。 まず第1番目、満濃池の導水問題につきましては、諸問題がまだ本質的に解決できておらず、今後の水資源の平常的な確保が問題なく行われるのか、とのご質問でございます。このことについて、お答えをいたしたいと思います。ご承知のとおり、昨年の秋以降、少雨状態が続き、今年度、水事情の増大する夏場に満濃池の貯水量は最悪の状態を迎え、ことに6月13日のゆるぬき時点におきましては、過去にない貯水率53%にまで低下いたしました。さらにそれ以降も降雨はなく、7月2日に貯水率40.2%、貯水量620万トン弱まで低下いたしておりましたが、本年度につきましては、7月2日から3日にかけての降雨による自流水、また台風4号の影響での降雨により、土器川及び財田川からの応援放水により、7月20日には貯水率79.3%まで回復し、貯水量は911万トンまで確保できたところであります。ここまでの回復は、降雨の恵みのみならず、関係者一同の努力、協力の賜物であると感謝をいたしておるところでございます。
-------------------------------------	--

	町 長	またこの一方、この土器川からの取水に関して、さまざまな問題も発生したようでございます。土器川からの取水に関して、先般取得した水利権においては、毎秒2.5トンを超えた流量がある場合は、必ず取水できるものと判断いたしておりましたが、土器川からの取水については、過去からの水利慣行上の取り決めがあることも新たに判明いたしました。これは、土器川から取水する場合においては、取水地点より下流の確認をしながら取水をするというものであり、今回の導水するにあたり、問題となったところでございます。町といたしましても、このことは憂慮すべきことでありますが、またこの慣行はいたしかたないというふうにも考えております。議員さんご指摘のとおり、今後の取水においてできないのではないかとこのことでございますが、先般、私も満濃池土地改良区へ出向いてまいりまして、理事長さんと面談をする機会をもちました。町として今回の取水問題についての経過、また今後の対応について議論をさせていただきました。本年、先の7月2日の満濃池への導水問題は、下流土地改良区内ため池につきましても、同じように厳しい貯水状況にあり、取水調整ができなかったことであるが、今後におきましては平常時より協議を重ね、取水条件である2.5トンを超えれば必ず取水対応を行う旨の確約を申し合わせたところでございます。 議員さんご指摘の絶対条件の確約もございますが、土地改良区の努力も見定めていきたいと考えております。また今後の水資源確保の本質的な考えは、平常にあらうかと思っております。国土交通省に許可をいただいております水利権は、昭和33年度当初の許可水利権にある毎秒2.5トンを超えれば取水できるものであり、その根拠をなすものは下流域の治水上必要な水量となっております。50年を経過した今回の取水権許可においても、基本的には変わっておりません。灌漑期の治水水量は必要不可欠なものであると思われませんが、非灌漑期の水についてはもっと有効に利用できる余地はあるものと考えております。また、河川法においても、本年度のような異常な渇水の場合には、許可水利権の水使用が困難である場合には、相互の融通を奨励しております。私といたしましても、水の有効活用は渇水時だけのものでなく、常々図られるべきものだと思っておりますので、今後関係市町にも理解を求め、水利用調整協議会等の立ち上げを進めるべく準備を進めたいと思っております。この事前準備を進めていくことにつきましても、満濃池土地改良区と確認をとってございます。同改良区においても準備をすすめていくこととなっております。なお、この事前準備が整いましたら、県及び国の関係機関に協議会設立を訴えていきたいと考えております。議員さんにおかれましては、今後ともご指導ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。 次に、2点目の県下一の山地を生かしたダム建設要望についてのご質問でございます。ご承知のとおり日本は国土が狭く、河川勾配が欧米の大河川に比べ、極端に急勾配であるがゆえに、降雨は短期間で海に流出します。このため、水害の頻度が高く、逆に水不足で多々悩まされております。また、近年の地球温暖化の影響により、降雨の傾向は、長期にわたる穏やかな雨から、短期に激しい雨に移りつつあり、毎年のように集中豪雨と干ばつが局地的に襲っており、21世紀は水戦争の時代とまで言われており
--	-----	---

	町 長	ます。特に、大河川をもっているにも関わらず、慢性的に降雨量の不安定な、中でも香川県の渇水は深刻であります。このような不安定な状況の中、河川整備、水資源の確保は、より一層重要となり、中でもダム事業はとりわけ重要であります。環境面からは概して、環境破壊の権化として批判される面が大きいダム事業であります。反面、農業用水の取水や天候により、特に河川の流量が不安定な夏季において、ダムからの河川維持放流が存在することで、常に安定した河川維持流量が確保できるわけであり。まんとう町におきましても、平成6年、平成17年、今年度と水不足に悩まされております。町内には満濃池をはじめとする野口ダム、多治川ダム、また現在建設中の橋谷川、東塩入川、脇野川砂防堰堤の他、数ヶ所の砂防ダムがございますが、まんとう町全域が潤うだけの水量が確保できていない状況でございます。こうしたなか、恵まれた地形を生かし、水量を確保するためにも、治水ダム、砂防ダムの建設は重要であると考えております。しかしながら県、町の財政事情、自らが恩恵を受けるダムの直接的効果と、支出するダム建設費用のバランス、地権者との同意問題等多くの課題もありますが、今年のような異常渇水が今後も懸念をされますので、町内のダムの調査建設を県、国等とも調整を図りながら、粘り強く要望してまいりたいと考えております。 次に、既存の井戸に対する再調査の助成金についてでございます。渇水時における農業用水の確保として、井戸は貴重な水源であります。実際、過去の渇水時において、干害応急対策事業として、かなりの数のさく井を行い、水資源の確保に努めましたが、町内の井戸の実態把握は未整備であります。異常気象が予想される状況下において、井戸水の生活用水や灌漑用水の両面においての利用度は、今後増加することは予想されます。このような状況の中で、議員ご指摘の井戸の再調査につきましては、現在補助事業の制度はございませんが、その必要性を認識し、検討してまいりたいと考えております。 次に、学校等跡地を利用した企業誘致についてであります。合併後も、人口減少に歯止めが掛からず、昨年度は185名の人口減少となっており、高齢化におきましても、仲南地区におきましても32.84%、満濃地区では27.58%、琴南地区にいたっては37.48%の3人に1人以上が65歳以上という状況から、一部限界集落化が始まってきている箇所が存在すると考えております。これは、自治体としても自主財源の減少と高齢者医療、老人福祉関連の支出増で財政維持が困難な状況に陥る領域に足を踏み込むことを意味すると考えております。川原議員のご質問にございますように、自治体として存続するためには、1人でも多くの住民や町外者に住みよい、住み続けたいまちと感じていただくことが不可欠でございます。 廃校を利用した企業誘致につきましては、地域の活性化と雇用の創出、税収の増大につながることから、町としては危機感をしっかりと持ち、積極的にできる限りの誘致活動等を推進したいと考えております。ただ、廃校になったとはいえ、地域文化の拠点であったため、周辺地域住民による利活用についての意見交換を踏まえたうえで、行政として方向性を提案させていただくことになります。今回、7月31日に琴南東小学校跡地利用懇談会、9月4日に仲南地区の3小学校跡地利用懇談会を開催いたしました。
--	-----	--

町 長	このなかで、さまざまな意見交換を経て、本年２月に利活用アイデア募集をいたしましたように、改めて町ホームページと広報により、この１０月１日より１ヶ月間、個人、団体、企業を対象とした利活用希望者を募ることに決まりました。耐震補強の必要がある施設も存在しますが、現在整備施設の光ファイバーによる超高速通信が可能であることを前面に打ち出してＰＲを進めたいと考えており、多くの応募があることを期待をいたしております。その後再度、地元懇談会を開催し、方針を決定していきたいと考えておりますので、その際には関係地区議員さんにおかれましては、ぜひオブザーバーとしてご出席いただきますようお願いを申し上げます。なお現在、仲南東小学校跡地につきましては、町内企業より、独身寮として利用したいとのありがたい申し出がありますことをお伝えいたします。
	次に、廃校跡地を分譲住宅にしてはとのご質問でございます。先ほどの企業等の誘致が不調に終わった場合の選択肢として、ご提案の更地にして、住宅団地分譲も定住人口の増加を図る方法として、たいへん有効であると考えておりますが、学校跡地の広大な用地は、昨今の多発するさまざまな災害に対する防災避難拠点としても非常に効果的でありますので、十分に検討する必要があると考えております。香川県も企業誘致に力を入れており、本年４月に、香川県企業立地促進協議会を設立いたしました。また、香川県商工労働部産業集積推進室は、空地未利用地利用推進登録制度を実施いたしております。本町もこの学校跡地を再利用登録申請物件として提出をいたしましたこととお知らせいたしまして、ご質問に答弁とさせていただきます。
	また、最後の質問であります、震災の体制についてのご質問でございます。東南海、南海大地震につきましては、発生率が３０年以内に５０％と言われており、いつ発生してもおかしくないというふうにと言われております。地震対策では、これまで旧仲南町におきまして、大規模地震を想定した防災訓練を行ってりましたが、新町になり、今年度におきまして、旧仲南町全地域の対象の訓練を９月２日の日曜日に行いました。これは５人組の安否確認を実行組合長に報告し、これを自治会長に報告し、無線により本部に報告をする、このような訓練を行いました。また、消防団による訓練も併せて行ったところでございます。また、人口密集地における防災訓練として、満濃四条地区の新道、大橋、本村、生稻自治会を対象に８月５日の日曜日に小学生から高齢者まで、総数７９名で地区の危険箇所点検を行い、マップ作りを行う訓練を行いました。また、８月１９日の日曜日には、生稻地区７３名参加による安否確認や一時避難所から満濃農改センターへ移動する訓練、けが人の搬送などの訓練を行っております。また今年度には、中山間地域の自治会での訓練を行う予定で進めております。本年度以降で地域の実情に沿った仲南地区ほか満濃地区、琴南地区、町全体での訓練を行っていきたいと考えております。またその場合には、協定書を締結しておりますまんのう町建設業協会とも連携をとりながら行えるように協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。
副 議 長	１８番、川原茂行君。

	川原議員	まず、そうしますと、満濃池の導水についてであります、毎秒2.5トン、これはまあきちんと計算しておりませんが、たぶん日常20万トン超える量になろうかなと思っております。これをいきますと、非灌漑期といいますか、通常の場合には水が入らないと、よほど台風で集中的に降雨があるか、相当な量が降らないと、この2.5トンというのはなかなか出てこない、まあ限られた日数になろうかなと思っております。といいますのも、町長さんも言われましたように、河川自体が急峻なところで、雨が降りますと即出て海に入ってしまうとこういうことでもありますから、2.5トンをだいたい下流へ流さないといかないということになりますと、限られた日数で、満濃池の水が確保できるのかどうか、ここに水利権を持っておるところとの余地があるのかどうか、あるのであれば当然、ここらを町も町水の水源地にいたしておるわけでもありますから、当然じっとしておくわけにはいかないだろうと、このように思っております。 そこでですね、ダムの問題にも触れましたが、これは6月の議会に申し上げたことでございます。新しい水資源の確保としては、ダム、池、地下水、この3点が考えられるわけではありますが、貯水場とコストの面から、町単独では限度があるわけでもあります。当然できるわけでないわけですが、国、県の指導等援助が必要不可欠であります。そこで、昭和57、8年頃だったと思いますが、県が青写真を描いていた所が塩入地区にございます。この塩入地区に約300万トンほどのダムの建設を考えた時期が、この57、8年であったわけでございます。で、これに対しましてですね、町長さんがご答弁をいただいたのが、今日のような異常渇水が今後も懸念されるわけでもあります。つきましては今年のような状況を踏まえて、かつて計画をされておりました町内のダム建設等復活に向けて、国、県等に粘り強く今後とも要望を重ねてまいりたいと、こう思っております。これ、町長さんの答弁なんです。じゃ、その6月から今日まで、県、国等へ対して、ダムの建設等にどういう点を持ち込んでおられるのか、この点を伺いたい。また、森林所有者であります。これ、1万数百ヘクタールの山林がまんのう町にあるわけですが、そこらに対してですね、ついまだ日が浅いとは思いますが、麻生幹事長の方が格差の問題について、記者団に答えたんです。今、交付税も人口割でいくほうが比重が高い、だから都会に集中してしまうんだ、だからこれはこれから森林を持っておる地域の方へ見直しをかけていきたいと。森林にいろんな水資源の問題もございます。大気汚染を解消するための森林保護、こういうところへ目を向けていかなければ、日本の格差問題は解消しないだろうと、こういう発言もされております。従って、そういうことに対して、じーっとしておれば、国がこういう事業もありますよとこういうことどうですかと言われるんじゃないかと、やはり香川県県土は、日本で一番少ないかも分かりません。しかし香川県の中では、山林を一番多く持つまんのう町が、ほんとうに毎年のごとく渇水対策本部を立ち上げないかん、こういう事態がくるようでは、これからの若い方にこの人口問題も関連してまいります。いろんな企業を誘致するにしても、若い方におってくれとお願いしてもなかなかおってくれない。基本は水なんですと。ましてこれだけのまんのう町、考え方によったら、す
--	------	---

	川原議員	ごく山林が広いということは、これから大きな魅力があるところを持っておる、それを有効に使わなかったらどうしようもないわけでありますから、この森林保護、私、前に申し上げましたが、そういう針葉樹、広葉樹の話もございます。しかしまず、そういういろんな森林のところへ交付税が入ってくるような考え方、自治体から持ち上げていくべきではないかと、こう思っておりますので、この点を踏まえて、町長にお伺いをいたします。 それと2点目のですね、人口増の対策、これはまあ、関連がすごくございます、水とは。私、廃校の問題につれて先ほどお聞きしたわけでありましたが、本年度にやろうとする光ファイバーですね、こういうものがまんのう地区は、まんのう町はやりますよと、こういうことですね、若い方がUターンの方もおいでるし、またまんのう町行こうという方、若い方もおられます。そういう方がですね、今年中には間に合わない、これはおそらく条例も制定せないかん、その場合にですよ、来年に土地を取得して、家を建てますよと、来年の4月までですね、この申請ができない場合、後、やっぱり高くなりますよと、こういう話じゃなくて、せっかく若い方がまんのう町がこういうことをやるんだったら、そっちへ行って生活してみようと、そういう方もおると思います。私が聞いておる範囲でおるんです。だからそういう方に対してですね、何万、何十万高くなるか分かりませんが、これは考えていくべきではないかと。ある自治体によっては、土地の宅地を無償にする自治体もございます。そういういろんな自治体が考えておるんですよ。知恵を絞って、どうやって若い方に、次の世代を引き継いでもらおうかという努力をされておる。だから私、これはねえ、この問題、来年の4月から以降については、今、在住しておられる方が自分で判断して申請しなかったと。しなかった場合に、後で結果を見て、来年、じゃ、よかったきにうちもやるわというんであれば、これはまた話が変わります。けども今年はまだまんのう町に入っていない、来年は土地も取得しとんだけども、家を建てるのは来年になるんですよと、だから間に合わんがという方に対する考え方、これ人口増合わせてですね、将来いろんな交付税の絡みがあったりするんですね、将来的なことを考えるのであればですね、こういう若い方がまんのう町に帰っていただく、また他のところから来ていただく、こういう方に対しての基本的な町長の姿勢を伺いたい、こう思っております。 3点目の防災の体制でありますけども、これは先ほど言われましたようにですね、仲南地区はやっております。で、この時にですね、消防団の方は当然、力を入れて一緒にやっていただいておりますが、建設業界、こちらがですね、震災におうた場合には、いわゆる協定書を作って応援をしましょうということはいただいておりますと。私はこれでは遅いんですよ、阪神の震災を1つ大きな教訓にしてですね、何がいちばん、あそことは土地の状況が違います。違うのは分かるんですけども、万が一家が倒壊した、池が決壊した、道路が寸断した、こうなってきますとですね、やっぱり建設業界、土建業者がですね、いちばん活躍するだろうと、お願いせないかんところであろうと、私は思っております、あの震災を教訓にしますと。そうしますとですね、まあ、まんのう町
--	------	---

川原議員 副 議 長 町 長	のそういう業者が大体この地区、どこへ行くのか、もう決めておかないと、全然、その協力はしますよと言っても、実際にきてから協議したんでは遅いんです。A業者はこの地区、B業者はこの地区というようなね、始めからそういう配置の検討も視野に入れてしておかないと、当然阪神の震災の時にですね、全国から救援に参っております。しかもう、香川県はどこですよと、そういう割り振りが全部できとんです。だからそこで、槽でないひととこへ固まってしまうわけですから、人間の身上として、目の前に助けてくれという事態を見れば、そこでどうしても作業したくなるのが本音です。それでは、全部がそこに寄ったんではいけない。ちゃんと、業者さんとも十分連絡を密にして、どこそこの業者さんはこの地区をお願いしますよというところまで、今から検討して話し合いをしてお願いをしておくべきではないかと、こんなに思っておりますので、そこらの対応についての今後の考え方、この3点、お伺いいたします。 町長、栗田隆義君。 川原議員さんの再質問にお答えします。 満濃池の導水問題の2.5トンの問題であります、川原議員さんご指摘のとおり、2.5トン以下でもとれるような条件を作らなければ、なかなか抜本的な改革にはならないと、そのように私も考えております。それで、河川法の中で、先ほどもお話ししましたように、関係河川使用者の自主的な調整を、国のほうも奨励していくということでございますので、先般、県のほうへも、丸亀市長、善通寺市長、私と3人で、渇水時における水利用の調整についてということで、いろいろ要望いたしておるところでございます。先ほども申しましたように、これを1歩進めて、水利用連絡協議会等々も作って、今後は、2.5トン以下の時でも取水ができるような努力を地域一丸となってやっていきたいなというふうに思っております。また、非常にまんのう町は、山林が多いわけでありまして、そういった山林を生かして、ダム建設、また森林保護、非常に重要な問題でございます。ダムの建設につきましては、いろいろ知事とのトップ会談、また総務省とのがんばる地方プログラムの会談等の機会あるごとに、まんのう町には、どうしてもダムが必要であります。また、国土の保全は、国民すべて等しく負担をしてほしい、そういった意味で環境森林税なるものを創設してほしいというようなことは、機会あるごとに要望してまいったところでございます。 それと、次の、情報基盤に絡む若者の定着問題につきましては、担当課長のほうより説明をさせていただきたいと思っております。 それと、最後の防災の問題につきましては、川原議員さんご指摘のように、いざ災害が起きたとき、やはり1番頼りになるのは、地元の建設業者の皆さん方であろうと思っております。そういったことで、先ほど申し上げましたように、新しいひらがなのまんのう町の建設業協会も、今年設立をされましたので、その建設業協会とも連携ができるように協定書を結んでおります。その協定書を結んだなかで、ある程度の地区割、一応7つの地区割をして、それぞれ行動隊長さんを決めて、町のほうへ報告を今、一覧表にして
----------------------------------	--

町 長 副 議 長 齋部企画 政策課長 副 議 長 川原議員	報告をさせていただいておるところでございます。しかしながら、実際、防災訓練等にも今後は参加をしていただいて、それぞれの地区にあった訓練方法も考えていきたい、このように思っておるところでございます。 企画政策課長、齋部正典君。 川原議員さんの質問にお答えいたします。 光ファイバーによる、3月までは告知器が無料で行うわけですが、4月以降の告知器などですね、費用がかかる、伴うという予定です。これに対して、まんのう町に新規に転入されてくる方にですね、特例措置的なものは考えていないのかというご質問だと思っております。これに対しましては、やはりこれからの人口増をですね、考えていく上には、この情報インフラというのはたいへん非常に必要なものと考えております。新たにまあ、新築されて転入される方などに対しましてはですね、やはり転入しやすい環境整備を、まんのう町としては整備をしていかなければならない。それに対してですね、不公平感がでないように、十分検討しながらですね、そのへんのところ、将来的にまんのう町の人口増えるような、入ってきやすい環境をですね、検討進めていきたいと、積極的に思っておりますので、よろしくお願いしたしたいと思います。 18番、川原茂行君。 ぜひですね、町長さん、今言われたことを、私は分かるんですが、まずまんのう地区内に土器川、金倉川、財田川と3本河川がございます。で、3本ある河川の中で、金倉川の上流に満濃池があるわけですが、これは千五百数十万トン溜まるあれを最大限有効に使えば、すごい大きなダムの代わりをいたしておるわけですが、土器川になし、財田川にあるのは小さ過ぎると、こういうことでありますから、機会あるごとに、今、県、国のほうへお願いしてくれと、こういうことでございますので、できるだけ早い時期にですね、香川県いつまでも早明浦を言えば香川県、香川県の渇水は早明浦が判断するようでは困るんですよ。早明浦は高知県ですからね。やはり、まんのう地区はまんのう地区で水を確保できるという体制に将来もっていかなければいけないだろう。これは、5年や10年でできるとは私も思っておりません。しかし努力はですね、努力と誠意が身を結んでまいるわけですから、これはどうしても土器川、財田川にダム建設に向けて、全神経を傾注していただきたい、この点をお願い申し上げます。 それと同時にですね、森林保護、これは考え方によったら、大きなダムであります。このダムの代わりをする森林をどうやって保護して、水を木が貯めておくか、そういうことによって、大きな水源地を確保するのと同じでありますから、この森林保護に対する考え方、もう少し具体的にですね、ひとつ今後大きな検討の輪の中に入れていただきたい、こんなに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それと、今、課長からご答弁をいただきましたが、この人口増に対する、まあ、新規の方が入ってこられやすい、で、まんのうの将来を見据えた上では、そういう方が入ってきやすい条件にしたいと、こういうことだと私は認識い
---	--

川原議員	たしたわけでありますが、これはあくまで、そういう条例をこしらえなくてもいけるんですか、どうなんですか。こしらえなければいけないとすれば、いつ頃までにそういうお考えをお持ちなのか、この点をお伺いいたします。
副 議 長 町 長	また、防災についてですね、防災については、まあ建設業界の方とかなり密着にお話もされておりますが、確か、阪神とは状況が現状が違います、立地条件が違うんです。違いますけども、やはりほんとうに、あそこにはないもの、まんのう町の場合はかなりな池もございます。そういう、あそこにはないものがある。また、向こうほど家は密集はしておりませんけども、ないものがあるわけですから、そういうものを十分に念頭に入れたうえで、それぞれの判断をしていただきたい。ここらについてのお考えを再度お伺いして、私、3回目になりますので終わりますが、ぜひともこれが有益な形で、将来のまんのう町のためにつながるようなこと、お考えいただくことをお願い申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。 町長、栗田隆義君。 川原議員の質問にお答えをいたします
副 議 長 齋部企画 政策課長	先ほど申し上げましたように、国土保全というのは非常に重要であり、私も機会あるごとに、その財源となる森林環境税の創設を訴えてまいりましたが、先般、香川県のほうで、山林災害防止や水源の涵養に向けて、荒廃した森林の整備を重点的に推進する2007年度からの5カ年計画となる森林再生方針が公表されたところであります。そのなかで、財源といたしましては、高知県や愛媛県など西日本を中心に23の県で現在、森林環境税を徴収しておることや、県内の市町から新税の創設を求める声などを踏まえて、行財政改革を進めて、既存財源から捻出するのが基本であります。その財源が確保できない場合には、新税の創設についても検討していきたいというような答えがござっておりますので、まあ1歩前進したかなというふうに考えておりますので、今後とも議員各位のご協力よろしくお願い申し上げます。 またあの、災害時の建設業者との連携につきましては、常日頃からいろいろ連絡を密にして、災害の時には出動できる体制、また訓練等も行っていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。 企画政策課長、齋部正典君。 川原議員の再質問にお答えいたします。 条例制定が必要なのかというお話でございしますが、これは設置条例が料金を伴いますので、必要となります。ただし、まあ来年の3月の定例会でお諮りをさせていただくということになります。これは、十分中身を精査してですね、先ほど言いましたが、住民の不公平感が出ないように、また今回、まんのう町全域ですね、すべての方にご加入いただくために整備しております、この告知器といいますか、光ファイバーの設備でございします。できる限りの住民の方がですね、利便性を得ていただくためにですね、

齋部課長 副 議 長	考えていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 以上で、18番、川原茂行君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 2番、小亀重喜君。
小亀議員	失礼いたします。議席番号2番、小亀重喜です。発言の許可をいただきまして、通告書のとおり一般質問を行わせていただきます。先般、歳出690億円カットに取り組むという大見出しとともに、香川県の向こう3年間の新財政再建案が、地元新聞一面に報道されたことは、皆さんの記憶に新しいものと思われま。福祉関係の補助事業についても、一部で自己負担を求め、受益と負担の関係を見直そうというたいへん厳しい内容であると聞いております。言うまでもなく、この再建案は末端の市町へ、そしてそこで暮らす住民の生活に甚大な影響を与えるものとなるはず。改めて、危機的な香川県の財政状況を語るまでもなく、自治体経営の転換を迫る波は、予想をはるかに超える規模で押し寄せてきているのではないのでしょうか。課題を抱えた行政サービスを権限委譲という名の下で、国は県へ、県は市町村へ、その責任の所在を降ろしていきます。しかし、末端の自治体は、それらの課題を解決せぬまま、住民へと転化するわけにはいきません。その皺寄せを食い止めつつ、均衡を図っていかなければいけない自治体制度の誕生以来、末端の市町村は最初にして最大の難問を突きつけられているわけです。また、合併についても、かつてのような右肩上がりの財政状況の中で行われるならば、混乱期を超え、一定期間が過ぎると以前のような平穏が取り戻されることでしょう。国や県の指針をトレースしながら、公共投資に依存したまちづくりも可能かもしれませんが、しかし、財源は乏しいまま、この激動、混乱は今後も続いていくものと思われま。そのような状況の下、少子高齢化のモデルのような当町、まんのう町はどのようにして未来を切り開いていけばよいのか、広大な面積の行政エリアの上に硬直化した産業構造、なかなか光が射してきそうにありません。そこに求められるのは、やはり行政府の役割の再定義と、限られた資源、人、もの、金の効率的、効果的な再配分につきて思うのです。自治体とは、町役場のみを指すわけではなく、住民、行政府、そして議会の3者から構成されるものです。それぞれに与えられた権能と果たすべきミッションがあるはず。自主自立、小学校の校庭の記念碑の文言を例に出すものではありませんが、周りを眺め、自らを知り、今こそ自己責任による自己決定により、スピーディーかつ着実に、次世代につながる地域社会の基礎を作らなければならない。そんな思いを胸に、今回の一般質問、本題に進ませていただきます。 このたびの私からの質問は3項目です。まず町総合計画における課題と対策について、次に保健・福祉施策の総括の必要性、最後に、先ほどの川原議員さんの質問と一部重複はしますが、情報基盤整備と町広報の在り方について伺いたい。いずれも住民生活に影響を与え、今後の地域社会を考えるうえで、重要な町政運営の論点であると確信いたしております。明快かつ具体的

	小亀議員	なご答弁を賜りますようお願い申し上げます。 まず、町総合計画における課題と対策について質問いたします。8月号、9月号の広報まんのうの巻頭に、まんのう町総合計画についての記事が掲載されていました。まちづくり委員会に委員として参画された方、アンケートに答えられた方々はもちろん、町内の多くの皆さんが、当町の将来の骨格づくりに関心を寄せられています。中でも私が着目したのは、広報9月号3ページにあります生活環境についての満足度、重要度の散布図です。満足度を縦軸に、重要度を横軸にとり、4つのマス目に事象を当てはめたマトリクス評価は、視覚的にも理解しやすく、説得力を持つものだと思います。当然ながら、行政サービスを行う上で、課題として取り上げなければならないのは、住民が重要度が高いと考え、満足度が低いと判定されているB群にマークされた項目、雇用機会の創出や鉄道、バス等、足の確保、さらには、防災・防犯対策等であることは、論議を待たぬものでしょう。 振り返れば、合併後、住民の意見を町政や事業に反映させるという目的のもと、様々な委員会や審議会が立ち上げられてきました。分厚い報告書としてまとめられたものもあれば、残念ながら中には、道半ばで足踏み状態、もしくは当初の運営計画とは様相が異なってきた委員会もあろうかと思われます。それら意見集約という取り組み、手法において危惧するのが、意見は伝えたが、町からの返事がないではないかという不信感や、委員会やアンケート実施など何度やっても同じだろうという、いわば諦めに似た感想、住民からそのような声が聞こえてくることです。また、今回の総合計画も含め、大半の委員会、策定を急がれるプランや計画などは、国や県からの通達や指示に沿って進められているのが実情であり、まんのう町の自主的な判断によって立ち上げられたものはごくわずかなのではないのでしょうか。 今回の意見集約も、なるほど、総合計画策定に際しては、貴重な資料となることでしょう。しかし、住民がアンケートや委員会で考えや思いを伝えるのは、けして報告書の中の一行、一文として記録されることのみを願ってではありません。住民ひとりひとりの明日からの日常生活や地域社会を具体的に変えていきたい、変わって欲しいからに他なりません。問いかけた者は、必ず寄せられた意見に対し、毅然とした返事をしなければならない、私はそう思います。先の生活環境についての散布図を例にとれば、意見を収集、分析し、抽象的な文言で取りまとめるだけでは足りないのです。むしろ、参考にさせていただきますという言葉では返答には成り得ないと考えます。住民の皆さんから寄せられた意見に対し、今度は執行部として同様に、マトリクス形式で縦軸に実現の可能性、横軸に優先順位をとり、施策、事業を選別し、明示することこそが、住民への回答として求められているのではないのでしょうか。 先頃、委員会やアンケートの結果をまとめた答申書が提出されたとお聞きします。町長におかれましては、今後のまんのう町総合計画の策定スケジュール、そして町民や委員会の意見、答申をどこまで具体的な内容として盛り込むおつもりなのか、お考えを
--	------	---

	小亀議員	お示してください。また、今回の委員会、アンケートは、あくまでも中長期計画のためのものですが、喫緊の課題、極論すれば、明日から手を打つべき諸事業への提言も含まれていたのではないのでしょうか。総合計画策定とは別に、貴重な住民からの意見を、早期に町政に反映しようとするご意思があるか、お答えを賜りますようよろしくお願いいたします。 次に、保健、福祉施策の総括の必要性についてお訊ねします。 平成18年4月の改正介護保険法の施行より、約1年半が過ぎました。本町のみならず他の自治体でも、同法の中核的機能を果たし、地域の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの設置が義務づけられました。が、今春の庁舎内の組織の再編の対象にもなったように、まずもっては分かり難く、また新たな制度の下では、業務量の多さや人手不足など、さまざまなひずみが生じているのではないのでしょうか。 各種業務の中でも作業に追われているのが、改正法で新設された予防給付の対象となる要支援認定者のための介護予防ケアプランの策定とお聞きします。プランは、居宅介護支援事業所にも委託可能のようですが、原則的には、同センターでつくるものとされています。中には、一人のスタッフで、何十件ものプラン作成を抱えているケースも見受けられ、業務のオーバーフローだけでなく、受け持ち件数が増えれば増えるほど、ケアプランそのものの精度の低下という状況を招きます。地域を包括する支援センターが、予防プランセンターと化しているという、当初思い描かれた組織、業務イメージとは、遠くかけ離れた状況ではないのでしょうか。また、いきおい、プラン作成の負担過剰は、センターが成すべき他の事業に支障をきたします。高齢者虐待などの権利擁護事業や認知症高齢者のための地域のネットワークづくりなど、プラン以外の業務への取り組みにほとんど着手できていない状況をどう変えていくのか、その是正が急がれていると思われます。 莫大な財政負担を減じるための医療、保険制度改革ではありますが、浸透、定着する間もなく、手を変え品を変え、国や県から次から次へと届く通達に、末端の自治体はついていくのが精一杯、考える余裕すら無い状況は十分に理解できますし、ひしひしと伝わってきます。しかし、その激流、嵐の中でも、あえて立ち止まり、諸々の制度と町の実態を俯瞰し、折々に総括する機会を設けなければならないのではないのでしょうか。 もともと我が町まんのうは、福祉の町を標榜、地域活動の中でも数々の相互扶助的活動を行ってきたし、社会福祉協議会のごとく、外郭、関連組織も大きな役割を果たしてきました。県内平均を10%上回る受診率となっている基本健診ひとつを例にとってみても、けして保健福祉後進地域ではないと思うのです。しかし、それら関係者の努力を上回る勢いで、高齢化、過疎化の波がやってくるわけです。より地域に密着したサービス、保健福祉施策を展開するため、いったい何が足りないのか、また逆に重複していることは全くないのか、国や県の施策や指針に沿う以外に選択できる道はないのか。これは本定例会初日の栗田町長の町政
--	------	--

小亀議員	報告を受け、事業の方向転換が地元新聞紙上に大きく報道された、健康生きがい施設事業のあり方とも関わってくるのですが、住民の意向を汲み上げ、かつ、データに裏打ちされた現施策の弱い部分、限界値をカバーすることこそが求められているのではないのでしょうか。 また現状を眺める限り、クルマの両輪であるはずの健康生きがい施設対策室を含む福祉保険課、地域包括支援センター室を含む健康増進課は、日々の業務に忙殺され、厳しい言い方とはなりますが、長期的展望を論ずるどころか、互いに、我関せずといった空気すら流れているように感じます。町長におかれましては、保健福祉施策の総括の必要性について、どう捉えられているのか。また、健康生きがい施設についても、箱物整備による、将来にわたっての維持費負担という住民の抱いていた不安、いわばマイナス面は除去できたのかも知れませんが、現段階では、打ち出されたソフト重視の施策が健康増進や介護予防に本当に寄与できるのか、プラスに働く効果についてはまだ不透明であり、十分な理解、賛同が得られてはおりません。仕切り直された健康生きがい施設事業の位置づけも含め、今後の保健福祉事業に関わる財政負担減のための打開策について、お考えをお示しいただきますようお願いいたします。 最後に、情報通信基盤整備と町広報の在り方についてお訊ねします。3月議会にて、18年度予算の大型補正として可決された情報基盤整備事業も、設計業務、伝送路工事、センター工事の工事契約を終え、順調に事業が推進されていることとお見受けいたします。また、8月16日から始まった自治会単位での地元説明会も、仲南地区を終え、琴南地区も終盤に差し掛かり、住民の皆さんからは一定レベルの理解を得られつつあるものと思われまます。しかし当初は、高速通信網整備という耳ざわりの良い魅力的な言葉が先行し、歓迎ムード一色に見えましたが、各地での説明会を通して、その具体的内容、提供サービスの詳細が見えてくるにつれ、疑問や不安も具体化、顕在化してきたのではないのでしょうか。 まずは何といても、高速通信網を使った提供サービスの価格について。設置費用も維持費についても住民負担がなく、無料で行われるオフトーク、防災無線に替わる音声告知放送、端末に関しては、皆さん賛同され、期待に沿ったものと受け止められているようです。しかし問題は、有料サービスです。公的資金を投入し、整備する通信網を利用するという、今回の放送事業の料金体系が、サービス事業者自らの費用で通信網整備を行った他地区の料金体系とあまり差がないことについて、疑問視する声が多く聞こえてきます。説明会において、当局からは料金設定は企業方針であり、行政が介入できない部分と、その理由が述べられていましたが、一方では、整備完了後の設備機器の維持管理を放送サービス事業者が行うものとし、視聴加入者が増えれば増えるほど、事業者から施設設備維持費に充当できる還元金が増えたと、その目論みについても触れられていました。住民視点に立ったとき、困惑してしまうのがこの部分です。還元金による施設維持を想定しているならば、目標加入者数をクリアすべく、行政が料金体系
------	---

	小亀議員	にまで踏み込むべきではないでしょうか。ケーブルテレビの放送料金体系について代表的な意見はこうです。とにかく高すぎる、できれば他地域の半分、せめて7割が妥当ではないのか。担当部署からの受益者負担という考え、サービス料金を下げることは、ひいては全町民に負担を分配する結果となる。本来はテレビ放送に申し込み、加入し、サービスを受ける方が費用負担すべきである。理論的には理解できるその考え方も、加入者がごく僅かであれば、現実的には成り立たなくなってしまいます。 ちまたに溢れる多くの商材、サービスの初期展開においては、購入、消費心理に魅力的に響くファーストプライスを提示し、まずはお買い得感を植えつける。そして、リピート需要を喚起し、自分たちの生活になくてはならないもの、必需品としてのポジションを確立すれば、収支を眺めながら徐々に価格を上げていく、オーソドックスなマーケティング戦略ではありますが、これは今回の情報基盤整備に絡めた有料放送サービス事業でも 踏襲すべき王道であると思うのです。とはいえ、町内の半分以上の地域にテレビ放送の料金体系を提示している現時点で、料金の変更などできるはずもないでしょう。しかし、目標値をはるかに下回る加入者数となった場合、どのように対処するおつもりなのか。料金改定まで踏み込み、加入者増へてこ入れするのか、維持費をどう捻出するのか。サービス事業者と本町は、一企業と一自治体というスタンスなのか、それとも、運命をともにする共同体なのか。執行部におかれては、当町と放送サービス事業者との関係を明確にさせていただくとともに、料金体系の見直しの可否、施設・設備維持費用、体制について、加入者予測を踏まえたうえで、お考えをお聞かせください。 以上に関連して、旧満濃地区でのテレビ放送の加入推進について申し上げます。料金体系同様、当町が、加入者募集等サービス事業者の営業活動には関知せず、というスタンスであるならば不毛の議論となりますが、双方の連携の下、今後の維持管理体制を担うという、ある種の運命共同体であるならば、町は加入者動向を注視し、サポートしていかなければならないと思われます。 加入者予測を考える上で、難視聴地域が存する仲南、琴南地区は、当初の工事費用を含めた再送信料金との比較という検討軸があるがゆえ、幾分かの加入への動機づけが期待できます。しかし、ケーブルテレビ放送総体としての収支を考えれば、世帯数の多い旧満濃地区の加入状況が大きな影響を与えるものと考えます。旧満濃地区では、ケーブルテレビ放送に加入せずとも、ほぼ全域において、地上デジタル放送が視聴できます。となれば、放送内容そのものの魅力いかんによって、加入申し込みは左右されるはず です。スカイパーフェクTVなど、全国規模の有料放送との差別化項目として、説明会では、地域密着型チャンネル、地域密着型データ放送に力点を置いて触れられていました。他地域でも、この地域密着型放送によって加入者を獲得してきた、と事例も紹介されていたようです。しかし、哀しいかな、当町のケースでは、音声告知放送、端末が、期を同じくして納入、配備されるわけであり、地域の情報はこれまで以上に細かく、クリアな音で各家庭に届けられる予定となっております。この地域密着型放送の優位性、必要性はグンと低くなってしまわないのでしょうか。頑張って営業して加入者を増やして下さい、おそらく、言うは易し
--	------	---

小亀議員	行なうは難しが現実となることでしょう。現在の多チャンネルの内容、専門チャンネルの大半の番組編成に関しては、当町が口を挟める領域ではありません。しかし、加入動機に直結するであろう地域密着型放送が、どのように魅力ある内容となるかは、町の姿勢、介入度合いによって大きく異なってくるのではないのでしょうか。ただ、放送内容を充実させるには、取材にあたるスタッフ等、人的資源や映像編集などの費用が、当然、発生します。残念ながら、説明会でのサービス事業者のお話は、アウトラインに留まり、まんのう町版の地域密着型放送の具体的な内容にまでは踏み込んではおられませんでした。TV放送の加入推進にどう関与するのか、放送サービス事業全体の収支、ひいては維持管理体制に影響するであろう地上デジタル放送が視聴可能な旧満濃地区での申込、加入推進に、町としては具体的なサポートを行うのか。また、住民の加入意思の決定に大きな影響を与えると思われる地域密着型放送について、どのような体制で取り組むおつもりか、ご回答ください。 さらに、その地域密着型放送について、もう少し深くお訊ねします。情報通信基盤が全町域に整い、音声告知放送、端末が配備され、ケーブルテレビ、インターネット加入の世帯が、ある一定割合に達した際の当町の広報活動を想像してみたいと思います。この町に、従来からのメディア、紙媒体としての広報誌、オフトーク、防災無線に替わる音声告知放送、ケーブルテレビによる地域密着型チャンネル、地域密着型データ放送、インターネットw e b上でのホームページ、これだけの広報媒体が乱立するわけです。ホームページの更新すらままならない現状を見れば、果たしてこれだけの種類のメディアの、それぞれの特性を活かしつつ、町の広報活動をスムーズに行っていくのだろうか。私は大いに不安を感じております。 情報通信基盤整備事業に関わる最後のご確認事項として、情報基盤整備後の広報体制、媒体の有効活用の方策をお聞かせください。なお、それらの稼働時期は目前に迫っております。ご答弁に際しましては、遠い将来のイメージではなく、できれば来年度に向けての具体的な行政組織・部門編成にまで言及いただきますことを希望しております。 以上3項目、町総合計画における課題と対策、保健、福祉施策の総括の必要性、情報基盤整備と町広報の在り方について、これら3項目の質問に対し、誠意あるご答弁のほどよろしくお願いいたします。
副議長 町長	町長、栗田隆義君。 小亀議員のご質問にお答えをいたします。 まず第1点目、総合計画にあたる課題と対策について。総合計画策定にあたりまして、従来は、業者が作った案を手直しする方法が頻繁にとられていましたが、今回は極力、住民自身の発案や行政各分野の日常業務や住民との対話の中から改善すべき事案を尊重する手法を取っております。また今回、総合計画策定のために様々な調査やアンケートを実施させていただき、行政運営に重要で貴重な資料を提供していただきましたが、住民側からはその結果が十分にフィードバックされているとは感じていないとのご

	町 長	指摘をいただいていることは事実でございます。また、実生活の中で、行政側が気付かない細やかな視点からのご提言等もございました。現在、アンケート等から得ました住民の意見を分析し、文章化するだけで終わらせないために、理解しやすい手法を使って広報誌やホームページ、公民館等の公共施設での閲覧を通じて、まず結果を住民にお返しし、その上で出来る限り総合計画に反映させることを考えております。 今後の予定では、各課ごとに5年後を見越した施策を練り上げる作業をお願いしています。その際には、住民アンケートやまちづくり委員会の提言書を可能な限り反映しながら作成するように努力しています。これらの言葉に込められている意図を真摯に受け止め、新しい町づくりのための総合計画策定を進めて行かなければならないと考えております。 次に、保健、福祉施策の総括の必要性についてのご質問にお答えをいたします。 小亀議員ご指摘のように、福祉、医療保険制度の改革は、末端行政を預る町といたしましては、たいへん苦慮している状況であり、やっと制度理解ができる状況であり、やっと制度理解ができ、体制が整ったところで、新たな改正が行われるなど、変革の時を迎えたとはいえ、目まぐるしく変わっていく制度の対応に追われている現状であります。福祉、保健事業、また国保、老保、介護保険、年金といった社会保障制度は、相互に関連があり、総括的に一体のものとして効率的運営を図っていくことが住民サービスを図っていく必須だと認識しております。 議員ご指摘のように、介護保険制度の改正に伴い、業務形態も大きく変化いたしました。当初、地域包括支援センターという聞きなれない名称に、住民の方が、一体何をするところですか、という声がありました。地域包括支援センターの主な業務は、高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への支援、対応、介護予防ケアプランの作成、介護予防プランのマネージメント、ケアマネージャーへの支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業等となっております。本町における地域包括支援センターの業務は、今申し上げました他に、介護保険者としての業務、認定、申請、調査から、給付管理業務まで、老人福祉施策として、敬老会、敬老祝金、地域支えあい事業等広範囲にわたっております。9月に1名復職いたしましたが、2名の育休職員があり、職員1人1人の業務量が過重になったことは否めません。町政報告で示させていただいておりますが、6月末の要介護認定者のうち、要支援1の方が158人、要支援2の方が148人で、306人の方が新予防給付の該当者となっており、サービスを受給されている方が197人となっております。最新の8月時点では、支援センターの職員で50人、外部委託で160人の方々の毎月のケアプランを立てており、ケアマネ3人体制で1人、16人から7人でなんとか処理できている状況です。その他の業務につきましても、平常では何とか対応できていると考えております。 平成20年4月からは、後期高齢者医療保健制度がスタートします。従前で町が行ってございました住民基本健診も各医療保険者、
--	-----	---

	町 長	国保、組合保健、政府管掌保険、共済組合保険において、健診、指導業務の実施となり、町で実施する場合は、各保険者から委託を受けての実施となります。国、県の負担補助事業のメニューを遂行していくことに迫られ、業務を見直す余裕のない状況は、早く解消したいと考えております。 このような状況の中で、冒頭申し上げましたように、福祉、保健施策の総括の必要性は認識いたしておりますが、組織全般にわたっての検討が必要だと考えております。職員の削減計画を進めながら、県、国からの事務事業の委譲に対する体制、保健師、看護師、管理栄養士、社会福祉士等専門職員の需要の増大等を考慮に入れ、住民サービスの低下を招くことのないよう考えてまいりたいと考えております。 また、健康生きがい施設につきましては、先般の全員協議会で、ご説明を申し上げましたように、事業主体を中讃広域として、既存の施設を活用して、各自治体に分散設置することで、県、中讃広域との最終調整を行っております。進展状況につきましては、随時ご説明を申し上げたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。 次、3番目に、情報基盤整備と町広報のあり方についてでございます。 まず第1点目、公的資金の導入と料金設定についてのご質問でございます。まず、ハードを整備したまんのう町と、中讃テレビが整備した他のエリアについての料金設定が同一なのは何故かというご質問ですが、中讃テレビがサービスを実施している他地域の料金とまんのう町の料金設定では、多チャンネル放送は同一料金、インターネットが200円安い、60チャンネルとインターネットのセットで300円安となっております。 今回の事業で、中讃テレビには光ケーブルの使用料が発生します。当然、中讃テレビがまんのう町に納付します。現在、加入率に関係なく、月200万円程度を想定しております。また、町には光ケーブル約450Kmと、4ヶ所の各センター装置及び行政放送告知サービス機器の管理費が発生します。現在調整中ですが、この使用料とほぼ同額を想定しております。このことから、使用料と管理費が相殺されることになります。 利用料金の設定につきましては、サービス事業者選定の折、中讃テレビが提案してきた料金となっております。サービス事業者決定後、幾度も料金設定の折衝を行いましたが、提案の額を変えることは経営戦略として出来ないとの回答でした。これを変えることは、他に事業者がいらない以上、まんのう町でヘッドエンド施設を整備することになり、今以上の莫大な維持管理費が発生することになるため、利用額を下げないかわりに、想定金額を超えた場合について、利用料金の一部を町に還元することで合意をしております。現在、その額の設定につきまして協議を進めておるところであります。なお、この還元金は、毎年発生する電柱占用料等に充当していく予定でございます。
--	-----	--

	小亀議員	かったを評価、どうやってするんだというところが、まず総合計画に盛り込まれなかったらならないと。それから今後、小さな政府が求められる時に、行政府と住民の役割分担、どこまでが行政がやるべきで、どこまでが住民なのかというそれらがあいまいだったと思うんです。これからは、それを明確に分けていかなければならないと思われま。それから、地域特性、1つの町と言いながら、やはり歴然として地域特性がございます。で、地域ごとの課題の対応、これは全体として統一してやらなければならないもの、これは地域ごとに解決しなければならないもの、そのあたりの地域特性への対応というものが盛り込まれなければならないと思います。それから最後に、先ほどのマトリックスうんぬんにもかかってくることなんですが、優先順位、何から手をつけていくか、これは絶対必要だと思います。結局のところ、すべてを盛り込めば、非常に玉虫色の、これまた耳ざわりの良い、目ざわりの良いものができますが、今こそ必要なのは捨てる勇気だと思います。何ができないんだ、それを選んで何をやるんだということ、これを明確にやっていかなければならない。ま、長くなるんですが、1千万の金額を横に並べて、10項目あれば、それぞれ100万です。そうではなくて縦に積み上げて、まず1千万で何をやるかと、そのような優先順位等、捨てる勇気というのが必要ではないかと。それについて、総合計画を少し違った形でやっていくのであれば、どのようにそのあたりを反映されるかもお聞きしたいと思います。 それから、今回、策定スケジュールのほう、先ほど町長のほうから述べられましたが、いったん住民の皆さんの委員会であり、アンケートのほう、取り寄せられたわけなんです、今後の審議、作っていくうえにおいて、住民のそれら案なり、意見を寄せられた代表の方が、いったん退かれる形になると思います。先ほど、各課でできるだけ、その意見を反映していくとおっしゃられましたが、意見が反映されたかどうかを判断するためには、住民の代表者が、今から詰めていく中にいなければならないのではないかと、そのように思われます。それについて、そういった住民の代表を、その中に要所で入れていくおつもりがあるかどうかお答えいただけたらありがたいかと思います。 それから、保健、福祉施策の総括の必要性なんですが、これについては私も不勉強で、なかなか何度お聞きしても分からないことだらけでございます。ただまあ、感じますのは、まさしくこの総括には、事務事業評価の実施を待たなければならないのかな、と思っております。で、効果的であったのか、効率的であったのかななどを評価しなければ、どこにダブリがあり、どこに改善の余地があるかというのは分からないかと思います。他の事業のほうでも、事務事業評価のほうは、今進められているとお聞きするのですが、何しろこの特別会計、すべての会計予算規模の莫大なことに着目していただいて、ぜひとも活動指標、それから成果指標、効率の指標、今あるのはたぶん活動指標しかないと思われま。ですから成果がどうだったのか、効率化がどうだったのかという指標を先んじて、ぜひともお作り、設定していただけることを願っております。なかには、目標、数値化がしにくいということも
--	------	---

	小亀議員	あろうかと思いますが、数値化がしにくいことイコール何に向かって業務をしていくのかが分からないということに、これは一緒だと思いますので、ぜひともその数値化、目標の設定に対してご尽力いただきたいと思っております。 それから情報基盤整備と町広報のあり方でございますが、いろいろなご説明を受けました。でもまあ感じますが、一事業者であります中讃ケーブルさんが先にありきということで、そもそもその考え方というのが、それでよかったのだろうかということを考えます。先ほど莫大な費用がとおっしゃられましたが、自前での再送信設備ですね、たとえばアンテナヘッドエンド送り出し装置を自前で設置し、それをケーブルを通じて各家庭に再送信していくというのは、聞くところによると、それほど莫大ではないとお聞きします。今、私ども議員のなかでも、なかなかそれだけの専門知識がなく、言われた言葉を、まあ、うんうんと飲み込むしかないんですが、実は、この再送信という申請もさほど難解ではない、再送信というのはあくまでも民放がそれだけ見てくれる可能性が広がるわけですから、再送信については比較的、ま、あの簡単とは言えませんが、手続きを踏めば、門は開かれるとお聞きしております。それからアンテナヘッドエンド、それらの装置も十分、今回の予算規模の中で実現可能ではないかというお話を聞きます。ぜひ、それらの再送信、自前の設備をないがために、今おっしゃられているように、中讃ケーブルさんのほうの価格提示に対する対抗軸がないわけですね。自前でやったらこれだけでできるよ、それがあれば、ほんとうにいくらでできるのだということに折衝ができるわけなんです。今現在、業者さんは中讃ケーブルさん以外にないということで、いわば、まあ、言い値といえど語弊があるんですが、非常にその値段がまかり通っているのではないのでしょうか。ですから、自前で何とかできる方法というのは、ぜひ考えていただきたい。高いから高いからじゃなくて、実際にどのぐらいかかるのだろうか、もう少し考えていただきたいと思います。 それと、関連するんですが、維持費ですね、維持費と中讃さんの加入というのが、一種セットのような形で今、組まれておりますので非常に分かりにくい。ですから今回、ま、お願いしたいのは、維持費をその中で考えるのではなく、別の業者さんに切り離していただいた場合、どのぐらいかかるんだろうか、そういった検討の余地も、実はあったのではないかなと思うんです。それについても、ま、ぜひ検証いただける意思があるかどうかについてお聞かせください。 それから、これこそ情報基盤というのは、使われてこそいくらだと思います。常々言っておるんですが、情報通信、その基盤、その恩恵というのを実感できるようなまちの拠点。ま、たとえば例を挙げましたら、公民館などにフリースポット化をして、実際にカードを差し込めば、高速インターネット通信が楽しめる、実感できる、それからケーブルテレビが、そこへ行けばこれだけの放送をしているんだというのを、町役場1つだけに持ってきて、たぶんなかなか皆さん足を運んでいただけないと思います。せめて、各公民館レベルぐらいまでに、高速通信網を実感できる拠点というのをイメージしていただいて、それを広げていただきたい
--	------	---

小亀議員 副 議 長 町 長	いと、そういうふうに思います。それらについて、町長並びに担当局のほうのお考えをお示しいただけたらと思います。よろしく お願いします。 町長、栗田隆義君。 小亀議員さんの再質問にお答えをいたします。
副 議 長 齋部企画 政策課長	今、行財政改革室のほうで、すべての事務事業評価について検討をいたしておるところでございますので、また近い将来、ご報告できる、それを踏まえていろいろ改革も進めていきたいとこのように考えております。 また、あの、自前の放送設備を持ったらどうかというようなご意見もございましたが、私たち、あの、先進地ということで、塩江町、今はもう高松市になっておりますが、塩江町のほうへ視察にまいりました。その時の補助事業としては、必ず放送施設を持ちなさいという条件で補助事業があったように聞いております。塩江町さんで聞いた話では、そのスタジオをつくる機械購入等で、セットするのにだいたい1億円かかったと。現在はもう高松市になったんで使っておりません。もう高松市と一緒に、民間のケーブル会社へお願いして、実況しておるようだという話を聞きました。まああの、今の条件では、もう今回の補助事業では、その放送設備は多額の経費がかかるんで、もう自分の町では持たなくていい、そうでなくても補助事業として補助金が下りるとい うように大きく事業が変わったということで、ま、今回、まんのう町としてはそういう方向に取り組んだところでございます。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。 企画政策課長、齋部正典君。 小亀議員さんの再質問にお答えをいたします。 まず、総合計画、ま、なぜ総合計画を立案しなければならないかというところから始まってですね、4つの点を言われておりました。評価、地域の特性の対応とか、行政と住民との関係、また最終的には優先順位をどういうふうに考えていくかということだったと思います。これにつきましては、やはりですね、新しい合併をしてまんのう町になったわけですが、そのなかで3つの町の中ですね、みなさん代表者の方、またまちづくり委員会いうのを、要はつくっております。そこに公募された方、確かに公募の人数は少のうございます、これを公募したんですが、まあ、残念ながらあまり多くの方が申し込みはなかったわけですけど、今回、その方と町の中で、さまざまなことに参加されてる民間の方ですね、有識者の方々、それと行政側から専門的に携わっている方、これによりまして44名のまちづくり委員会というのを、今回立ち上げました。それによってですね、新しいまちをつくっていくにはどうすればいいのか、今までの、先ほど申しましたが、出来合いのものではなくてですね、まんのう町として何をどうつくって いけばいいのかということを、忌憚のない意見でですね、そういうまちづくり委員会の中で練っていつていただきました。確か

齋部企画 政策課長	に、出来上がったものは、十分でないところもあるかも知れませんが、これは行政側が介入しなくてですね、住民の力によって1つの提案書ができてきたわけでございます。これを基にですね、策定委員会、これは策定委員会というのは、町の執行部の中に存在するわけですが、それとともにですね、アイデア、ごめんなさい、アンケート調査ですか、そういうものをすべて網羅しながらですね、1つの総合計画を作り上げていくことになります。そのなかで、このまちづくり委員会というのがですね、ま、住民の代表というふうに考えております。まちづくり委員会が提言書を作成したことによって、それで解散ではなくって、これから10年間総合計画があるわけでございます。この10年間の間、まちづくり委員さんの検証を受けながらといいますか、一緒にですね、まんのう町をどういう方向にあるのかということをしてですね、毎年1度ですが検証しながら、まんのう町の方向性を見定めていこうというふうな方向にですね、現在決まっております。先ほど、捨てる勇氣というたいへんおもしろいお話をお聞きしたわけですが、先ほど町長が、健康生きがい中核施設のお話も出たようにですね、1つの方向性を行政として決めていたわけですが、やはりその中で、アンケート調査、またまちづくり委員会の中にですね、その健康生きがい中核施設のお話が出てまいりました。そういうものを十分に柔軟に取り入れてですね、やはりその中でですね、さまざまな意見を反映しながらですね、行政の方向性を見定めていかなければならない、これを総合計画に結びつけていくというスタンスをとっております。ま、完成、来年の3月末までには作り上げてですね、また議会におかけさせて、上程させていただきます。平成20年度から10年間、まんのう町の指標として持っていかなければなりませんので、また議員の皆様にはぜひともご理解、ご協力をいただきたいと思います。 それと、情報通信のお話でございますが、ヘッドエンドにつきましては、先ほど町長申しましたが、まんのう町が自主的なヘッドエンド装置をもって放送するということは、中讃ケーブルさん、放送事業者さんが、この事業にはちょっとまあ、乗ってくれない状況になるのかなと。そうなりますと、放送、通信と2本立てでございますが、この通信のほうはですね、場合によれば他のいろんな業者さんいらっしゃいます。ですから通信は、ま、他の事業者さんが乗ってくることは十分可能ですが、ヘッドエンドを持つ放送事業が片腕をもがれることになると、ちょっと今、不適切な発言でしたですね、ま、放送事業のほうでですね、多チャンネル、また再送信のうちの再送信をですね、できないとなりますと、多チャンネルだけでは営業ができないということになりますので、中讃ケーブルが乗ってこない。そうなりますと、中讃ケーブルからの使用料というのが発生しないということは、まんのう町としては、その部分相当は自前で経費の捻出をしなければならないということにつながっていきます。ヘッドエンド装置そのものは当初の予算、今回はたいへん難しいこととなりますが、そうしても毎年、24時間常時電波は放送されなければならないわけでございますので、維持管理費用がやはりかかってくるということがあります。よって、今回は中讃ケーブルということで進めておりますので、よろしく願いしたらと思います。維持費の話でございますが、中讃ケーブルさんの維持費とまんのう町の使用
----------------------	---

齋部企画 政策課長	料がセットもんになつとるというお話ですが、これをですね、中讃ケーブルさんだけの見積もりでは、私どもは実は判断してはおりません。やはり他の事業者さんにですね、まんのう町全域、この広い194km²、このなかの450キロ、またセンター装置が4箇所等のこの設備を常時24時間ですね、動かすとすれば、どの程度の費用がかかりますかということも、実は相談をかけております。そのなかで、その業者さんからもですね、やはり同額の費用が発生をすることをいただいております。そうなりますとやはり、中讃ケーブルが独自にやるほうがですね、自分で調べて自分で直せるというほうが、住民にとってはサービスがいいのかなと思っております。フリーゾーン、サービスの展開のフリーゾーン、検討はあるかということだったかと思いますが、たいへんこれは私どもも考えております。やはり住民の皆さんにですね、インターネットとはどういうものかということを実体験をしていただきたい。また、多チャンネルなりですね、そういうサービスが、今どのようなものかというのは、やはり百聞は一見にしかずということで見ていただいてですね、そして触っていただいて、そしてその良さを体験していただいてですね、ご利用いただく、それによってですね、ま、利用拡大推進につながっていくと考えておりますので、またよろしく願い申し上げたと思います。
副 議 長	以上でございます。 以上で、2番、小亀重喜君の発言は終わりました。 ただいまから暫時休憩いたします。 11時30分まで休憩いたします。 休憩 11時13分 (久元議員 退席)
副 議 長	休息を戻して、会議を再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 16番、三好勝利君。
三好議員	それでは、順番がまいりましたので、お二人方、非常に貴重な、また高度な質問内容でございましたけど、私はもう、いたって簡単で、ほんとうに小学生、中学生が聞いても分かるような意見、またどなたが考えても、ご無理ごもつとも、金のない世の中にどうあるべきかという知恵を出していただくという非常に簡単な意見でございますので、そこんこ簡単でも十分な回答をいただきたいと思います。 まず1点目といたしまして、小中学校の学校給食の改善についてでございますけど、この給食については、ま、以前あの、先輩議員がセンター方式とかいろんなまあ、縷々ありましたが、私はいたって、まずそれより簡単な、非常に簡単なことでございます。まず第1点目の学校給食の改善ということで、学校給食で、朝食を考えてはどうかという初めての内容だと思います。おそら

	三好議員	く難しいなと言われるかも分かりませんし、簡単だと言われるかも分かりません。なぜかと言いますと、朝食の量、質によって、相当体力、気力の差が出ておると報道されております。これはどこの子がどうこうというのはプライベートになりますから、やはり学校がとったわけでございますけど、朝食をとる生徒、十分でない生徒の差が出ておるとことは歴然としております。先般も運動会、小学校の運動会がありましたけど、ほんとうに、まあ私は残念に思ったのは、並んでおる生徒の顔色の悪いこと、悪いことというたら失礼ですけど、ま、最近ですから日焼けどめクリームでも塗っておるんかどうかしりませんが、色の白いおぼっちゃまタイプの方が多い、顔も白いが足も白い、まだ学校の先生の方が色が黒い、来賓で来とる人の方が色が黒い、そういうなかで果たして、こういう子どもさんが大きくなって、この厳しい世の中で、社会環境で耐えていけるのかどうかいうことをひしひしと感じました。その前にこの通告は出しておりましたから、それはまあ、後で私なりの得た知恵でございますけど、そういうなかで朝、学校給食、親がするのは当然、ご無理ごもつともです。ただ、我々の地域は、やはり中心部から相当離れて、仲南地区であれば奥のほう、特に琴南のほうでしたら、こっから数10キロ離れた奥に、生活しておるわけでございます。そういう中で、たとえば、そのお父さん、お母さんが高松、丸亀に勤務する場合に、朝何時に出るかということを想定してみてください。学校も近い丸亀、坂出、高松、中心部になればほんとに5分、10分で行ける範囲です。そうなれば朝の食事の時間がどれくらい貴重な時間か、また朝の時間がどれくらい一般的よりか早く食べておるか。徳島の一部なんか聞いてみますと、朝5時に皆さん揃って朝ごはんを食べる、遅いところでも6時には完全に終わっておるとい、そういうな地域でございます。そのへんが、先ほども言いましたけど、過疎に拍車をかけて招いておるんでないかなという一端でございます。 そういうところもありまして、ましてこれが給食がセンター方式であれば非常に難しいんですけど、幸い仲南地区でも学校のすぐ横、それから満濃地区も、ただ琴南はちょっと少しセンター方式だけど、これは数の問題ですから、まあ、すぐ改善できると、また今のままでもやれると思うんですけど、そのようななかでおそらく、金もない、人件費もかかる、これはもう当然分かっとなんです。家で食べてもやっぱり10円、20円では朝ご飯は食べられません。最低でも100円、あるいは200円、で、ややもすればその中で、朝食、簡単なパンだけでも食べていけ、いかなかったら牛乳でも飲んでいけと、昼、給食あるやないかということも聞いております。子どもは怒られたらいかんから行くと、行たら腹が減っていらいらすると、ほんだら授業も十分でないと、そうでなくても学校が好かん、いやいやながら行っとなのが7割おるそうでございます。我々も子どもの頃、そうございました。学校行くぐらいつらいことはなかったです。ただし、やはり行かなかたら怒られるので行っただけのもんで、もう少し勉強しておればなあと、今は反省しておりますけど、やはり今の子どもたちに、我々がやっぱり失敗した経験を、やっぱり十分に生かしていただいて、やはり地域のことを考え、また地域の発展を考えてもらうには、やはり気力もいるけど、まず体力です、絶対的に。
--	------	---

	三好議員	そういうことを考えまして、朝食を毎日といわず、ま、月火水木金ですか、5日のうちとりあえず1日、あるいは2日ということを考えていただいてやっていただくと、もちろん父兄の負担は多少いるでしょう。家で食べてもお金はかかるわけですから、そういうなかで、もう少しやはり体力的なアップを図っていただきたい、そういうふうに思うのが1点でございます。 2点目では、先ほど町の長期方針とか福祉関係、いろんな縷々意見が出ておりました。非常に大事な意見でございます。どれをとってもすべて金がかかります。どれをとっても、無料でできるものはたったありません。私はまあ、貧乏人の子ですから、なるべく金のかからない方法、なるべく金がかからないけど福祉に喜んでいただく、また世間のマスコミが騒いで取材に来ると、悪い面ではなくて、いい面で取材にくると。また企業とタイアップして企業のイメージも図っていく、そういうなかで提案させていただきます。 今から20年、30年ほど前、あるゴルフ場がオープンしましたが、その時を例にとりますと、日曜日のゴルフ場主催のコンペに40人ほどなければ取材が成立しないと、なんとか来てくれんか、後1人足らんやというんで、近いですから電話いただいて、それから飛んで行った記憶もあります。そういう時もありましたけど、一時はバブルの絶頂期で、どのゴルフ場も超満員でなっておりました。これは私ごとですけど、あるコースにお願いすると、何ぼでも客を連れてきてもらってもできんのやから、いかげんに断ってくれよというそういうお叱りもいただいたけど、最近は何とか1人でも2人でもどこぞに誰かプレーする人おらないか、いうふうな声も聞いております。ご案内のとおり、合併してわが町には2万、さっきも先輩議員が言っておりましたけど、もう2万を切って1万9千なんぼ、約2万としますか、2万の人口の中で4つのゴルフ場があるというのは、しかもそんなかで1コースが27ホール、もう1つも27ホール、もう1つも27ホールいうんであれば、合計5つのコースがあるんですけど、これは香川県でもめったにないです。琴平にもありません。善通寺も多度津もありません。 そういうなかで、これを何とか利用する方法ないだろうか、やはり向こうは企業ですけど、企業もやっぱりアップアップいっております。そういうところへ目をつけて、平日の、特に午前中なんかはほんとうにがらがらです。土日祭日はまあまあ入ってますけど。そういうところを利用して、ま、団塊の世代がどんどん、今、出てきております。なぜ、これ私が提案をしたかと申しますけど、もうこれ10年前から考えておりました。ただし、その頃は、まだゲートボールが主力で、その次はグラウンドゴルフ、今もうゲートボールはほとんど衰退して、次はグラウンドゴルフ、グラウンドゴルフもこのなかでやはりお世話いただいたと議員さんがおられますから怒られますけど、まあそろそろ過渡期でないかなと、私はそういうふうに思っております。というのは、これからどんどんどん本コースで、やはり練習し、本コースの味を知った方が、世の中に出てきます。そういう元気な方を、やはり家でぶらぶらするんじゃなくして、ま、健康づくりに寄与できるかどうか分かりませんが、私はできると思います。あの広大
--	------	---

	三好議員	なコースを、約1番から9番まで歩きますと、約7キロから8キロ、ね、上手な方で、我々だったら12、3キロ歩くわけですよ、右行ったり左行ったりと歩きますから。そういうなかで、やはり娯楽を楽しみながら健康になってもらおうと。片方はもう閑古鳥が鳴いておると、ご承知のとおり、まあ、ご承知かどうか分かりませんが、ゴルフ場というのは、ある程度の利用度がなければ、芝生は傷むんです、逆に。それは、マット状というんで芝生は横に張る現象がありますので、これは踏まないほど上に浮いてきます。上に浮いて下に空洞ができると芝は枯れるんです。やはり常にやっぱり踏んでやらないかん。ですから、極端な暇なコースは、ローラーというのをかけます。それからパチカットといって根を切ります。エアレーションといって、上から機械で無数の穴を開けて、空気と水を送ります。そういう中ですから、ある程度使用してるコースほど、立派なコースなんです。そういうところでやっぱり着案をして、行政のほうと、あるコースとタイアップして、そこで成立すれば町長が行って、ま、始球式でもやると、マスコミでも来てもらおうと、それが全国に流れると。金がないので、もうほんとうに苦肉の策で、行政が頭を下げて、ゴルフ場に頼んで健康づくりをやってもらおうがと。というのは、自分で、ゲートボールの場合は、町のバスないしはタクシーで送迎しておりましたが、ゴルフの場合はほとんど自前で車でいきます。そうすれば油も売れるし、また車も新しなる。いろんな相乗効果が生まれてきます。ゴルフ場も助かります。ただし、レストランのほうに100人来れば100食分の材料費がいるのなら別ですけど、ああいうところは使っても使わなくても、ほとんど変わる変わらないは、風呂の水の量ぐらいで、後はほとんど変わりません。そういうなかで着案して、やはり行政もここまで来たかということをアピールして、交渉していただく。そうすることによって、ま、経費も節減できるし、健康な余暇が送れるとそういうことでございます。 なぜならば、つい最近でも報道されておりましたが、65歳以上がもう間もなく3,000万人ですよ、3,000万人の人口になると。そんななかで、約600万人が働いておる。ますます増えるでしょう。2010年ぐらいには、働く高齢者が800万人ぐらいになると。6人に1人がパソコンを使用しておる。そういう時代がきております。そういうなかで年金受給者から、極端であれば、働いていただいて納税者にかかわっていただく、納税者に。今、あの、中央からきて偉い方がやっておりますけど、ま、そういうなかでも、やはりそういう議論もなされております。高齢者に手当てをつける、高齢者にうんぬん、高齢者福祉だけじゃなくして、やはり高齢者に働いていただいて、納税者にかかわっていただくと。そういうこともやはり発想しなければなりません。それをやはり、まんのう町から、私はつくっていきたい。まず、マスコミが来ます、今日もおいでとりますけど、まず来るでしょう。そら、テレビも取材に来るでしょう、健康づくりとして大々的に取り組む。そうすれば近隣町から、やはり勉強にくる。やはりそういうふうな金のかからない方法で町を売り込んでいくというのも1つの方法でないかなと思っております。 以上2点でございます。ま、その回答を聞いていただいてから、また少しあの、説明なり補足させていただきたいと思っております。
--	------	---

三好議員 副 議 長 町 長	以上です。よろしくお願いします。 町長、栗田隆義君。 三好議員さんのご質問にお答えをいたします。 まんのう町には、県下でもまれで、4ヶ所のゴルフ場があるわけであります。しかしながら、昨今の経営状況、運営状況は、平日のとか、非常にまあ客が少ないということでございます。そういった、今あるゴルフ場を利用して、体力の維持向上に努める方法はないものかというような質問でございました。 三好議員さんご指摘のとおり、団塊の世代が退職を含め、大勢の方が、これからは健康づくりの面から、ゴルフをしようかという人もおられるかも分かりません。ゴルフ競技は、カートを使わなければ1ラウンド数キロを歩くことになり、単調なウォーキングを楽しみながら、数キロ歩くということになります。従来ゴルフ場では、夕焼け、早朝ゴルフ等々安価でプレイできるシステムをとっているゴルフ場もあるようでありますが、さらに割引することに了承が得られるか、また、利用者がどの程度であるかとの問題はありますが、楽しみながら健康づくりに役立つといった面で、受け入れられる可能性はあると思いますので、相手先の事情もありますので、いろいろ意見を聴き、協議をしていきたいなと考えております。 教育長、尾鼻勝吉君。 三好議員さんの質問にお答えする前に、昨日の各小学校の運動会には、ほんとに議員さん方、みなさんご出席いただき、子どもたちの運動会を盛り上げていただいたことに対しまして、この場を借りて熱くお礼を申し上げます。ありがとうございました。 それでは三好議員さんの質問であります。小中学校の学校給食の改善についてということで、学校給食に朝食を考えてはどうか。朝食の質、量により、相当体力、知力の差が出ておると報道されておる、朝食をとる生徒と十分でない生徒の差が出ておるというようなことでございます。 議員さんご指摘のとおり、朝食をとっている児童、生徒と、朝食をとらない児童、生徒との体力、また学力については大きな差が出ています。香川県の学習状況調査とともに行いました意識調査の分析結果を見ますと、朝食を毎朝必ずとっている児童・生徒と全く取らない児童・生徒とは、正答率に小学校で14点、中学校で18点もの大きな差があります。また、これ以外にも毎日の睡眠時間がきちんととれている児童、生徒とそうでない児童、生徒との正答率にも差が表れていますし、これ以外にも毎日の規則正しい生活をしている子とそうでない子についても同様の結果が数値的に表れております。今は、若い世代を中心に、朝食の欠食や孤食、1人だけで食べる食事、野菜の摂取不足や脂質の過剰摂取など、食生活の乱れやこれらを起因とする生活習慣病の増加など、健康への影響が大きく懸念されているところであります。
-------------------------------	--

	三好議員	ん子供に言うようなことを言わんでも分かっとなです。ただ、できないからね、学校に頼む、ほんだら家庭もできん、地域でもできん、ほんだらどこに頼るか、学校しかない、ほんだら学校もできん、ほんだら子供はどこに行くんですか、行くところないんですよ。立派な学校はたくさんある。3つも4つも学校余っとなる。何とか方法はあるじゃないですか、知恵を絞れば。ですから私は常に言うのは、立派な頭を持っとなだから知恵を出してくれと言よん、知恵を。講釈言うんでなくして知恵を出してくれと、考えて。やったらやれんことないですよ。そなん法律に触れることないんですから。で、やっぱり地域の温もり、地域の特色をアピールしていくんですよ。それがやっぱり行政じゃないですか、はっきり言うて。みんな立派な方が並んどんですよ。260人もの職員がおるんでしょう。町民の間ではどういように言ってますか、今。十分耳を傾けて聴いてください。行政はふんぞり返って、来る者に対してお説教するのが行政とはちゃうん。やはりやっぱり行政は、地域の意見を十分集約して、議会、執行部、そういうなかでやっぱり、いかに地域をつくっていくかということが大きな命題、特に地方はもう寂れていっとなるわけですから、こういう点からでも1つ、やはりやる。これもやっぱり立派な方法だと思います。食改の方にも相談しました。非常に立派ですよ。まずパンの給食を週に2遍も3遍も、あれをやめさせてくれと。米は余って減反して、米は腐ってほうるような事態じゃろがと。小麦は100%、ほとんど輸入しとんだと、そのぶん何で給食に提供せないかんのやと。昔、我々の子供の頃は、ほんとにパンの給食、楽しみやったですよ、家で食べられるんですから。家では今、面倒くさいから、ほとんど7割方パンで済ましたり、トーストで済ましたり、サンドイッチということになってます。そのなかで、せめてやはり学校だけでも、業者とのいろいろコネクションがあるんじゃないですか。なかなか実行しておりません。私は、米飯給食にしてくれ言うのは、もう今回で10回ぐらい言いました。まだ実現しておりません。で、一般に聞いてみると、子供さんも父兄の方もやはり米飯給食にしてもらいたいと、ただし行政の方は、そなんは勝手やと。今も言うように、家庭団欒で食べるのが基本、そら分かっとなります。それは絵に描いた棚のぼた餅みたいなもんです。それがなかなかできんから、やっぱり今、社会のひずみがきとんでないですか、今回も。ですから、そこを何とか考える気持ちがないとかいうようなばかみみたいな発言でなくして、もう少しやっぱり再検討して掘り起こして、町民の全部が、そんな朝飯も考えてくれんのやったら、うちで十分なもん食べさしよるからいらんことしてくれるな、という意見があればそれで結構ですよ。もう少しやっぱり真剣に考えていただきたい、行政マンは。 それと、2点目の福祉、健康づくりですけど、これなんかもやはりもう苦肉の策で、10年ほど前ですけど、まあ、合併する前ですけど、私のほう道の駅、温泉ができました。ある担当者が、ゴルフ場へ帰り、ぜひ温泉に入ってお買い物してくださいと言うてパンフレット持っていった。社長、素晴らしい泡盛持ってきてくれて、非常に私あの会社で職員に檄を飛ばすのに助かったと、行政でも同じ、こういうような時代やと、頭下げてお客を勧誘にきとんやと、うちはもっと走れというんで発破かけて、支配人と
--	------	--

三好議員	か営業マンに檄を飛ばしたというようなことも聞いております。そういうことも総合的にやりながら、たとえば先ほど来、もし成功すれば、町内だけでなくして、やはり全国版で放送されますと、全国からお客はやってきます。ほんだら、うちの温泉もあるし、ま、言うたら失礼ですけど、同僚の議員の中にも宿泊設備を持っております。そういうところもやっぱり利用できます。そういうとこと安く安くタイアップして、やっぱり共同してまちを売り込んでいくのが1番のあれではないかと、私は思っております。そういうんも思いまして、とにかく金のかからない方法、マスコミにお願いして、やはり新しいアイデアを、まんのう町は苦肉の策でやっとなじやと、何とか協力してくれんかと。してくれるかどうかでは分らん、協力してもらいますよ、協力してもらおう。ほんでしない所はいいじゃないですか、4ヶ所あって1ヶ所ぐらいはできます。ある会社ですけど、最近、近くの会社で、名前を言うと語弊がありますが、ある素晴らしい絵を110億ですよ、110億であんな絵画を買って、私やただでもいりません、そんなのは。そういう会社があるんです。そういう財力のある会社があるんです。そういうところでやはりやっぱり企業は、頭を下げてお願いに行って、恥を忍んで行かないかん、恥を忍んで。そういう時期にきてますよ、はっきり言うて。たとえば、こんなこと言うたら失礼にあたるかもしれませんが、日本の国債発行は、約800兆円から1千兆円になっておると。たとえば、100万の新札で1センチです。計算してみてください、1億と1mです。1兆円で1万キロ、0を3つとると10キロになるんです。その計算すると1兆円で1万キロになるんです。去年、一昨年、フィリピンのほうで大きな地震がありましたけど、あそこから到達する津波は7,600キロ、それ以上あるんです。そういうなかでやはり、行政はやっぱり考えてもらわんと、県のほうは、また何を考えとんかしらん、聖域なき削減すると、福祉関係で。こういう恐ろしい香川県になっていきよんですよ。せめてまんのう町だけはそういうことのないように、ぜひとも町長にお願いし、執行部にお願いして、やはりまんのう町じゃのという何かをやっぱり示していただきたい。先ほど意見があったけど、素晴らしい意見だと思います。やはりその中の1つか2つからでも、できるもんからやっぱり実行して、あー、なんかぶつぶつ言ったがと、それで終わったんでは、やはり明日の進展、発展はありません。やはりこういうような企業ある地元にあるわけですから、それをまず利用してやってみると、やってだめだった場合は、次の方法を考えると。だめだろうじゃなくて、私はそれを強く要望します。ぜひとも、教育長と2人、もう一度、まだ時間ありますので、回答をお願いします。
副議長 町長	町長、栗田隆義君。 えー、三好議員さんの再質問にお答えをいたします。 まんのう町に4つあるゴルフ場の、健康づくりも含めて利用促進ということでございますが、確かにゴルフ場利用税を見ますと、一時の多い時の半分ぐらいの、18年度の決算ではたしか5,800万ほどの利用税でございました。ま、そういったこ

町 長	とで、せっかく 4 つもあるゴルフ場ですので、大いに利用していただいて、また町のほうへもゴルフ場利用税を納めていただくような方策、4 つのゴルフ場と一緒に、ゴルフ場の促進、また、まんのう町の P R にも今後努めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。
副 議 長	教育長、尾鼻勝吉君。
教 育 長	えー、三好議員さんの再質問にお答えします。えー、まああの、米食の問題もお話に出てきましたが、米飯給食も今の給食の献立、栄養バランス、こういったものから、パンと話が出りましたが、ほとんど今はもうパンは少なくなっておりまして、麺類、小麦の関係ですか、麺類とかいろんなパターンで、食事の食欲をそそるようなおいしい献立ということで、今のバランスをとっておるのが現状でございます。それからあの、今の朝食の問題につきましては、教育委員会としましては、ま、学校教育、子供の教育は学校の教育と家庭と地域と三者一体と三位一体という形でよく言われておりますが、それぞれの役割があると思います。そういった中で、今回はじめて、朝食を学校教育に取り入れてはどうかということでございました。今までにそういった声は聞いておりません、初めてでございます。ですから、そういった教育、食育、あるいは食育だけでなしに教育という面で、すべてにおいて考える中でご意見があったことを踏まえながら、今後に向けていきたい、そんなに思っております。よろしくお願いいたします。
副 議 長	16 番、三好勝利君。
三好議員	ちょうどこれ時間で、昼のチャイムがなっておりますけど、ま、それはそれでええとして、まず逆になりますけど、教育長からまったく初めて、私は初めてだと言ったでしょう、だからおもしろいんですよ、初めてだから。他所がやったからほんだらうちもやるか、ほんだら何で早よやらなかったん、最近言われるんやけど、知育、体育、食育という食育とかいう文言は昔学校になかったんですよ。その食育がものすごく今、クローズアップされておるんです。というのは、やっぱり食改の方にお尋ねしましたら、ええ案じゃと。もし朝食で人数が足りん場合は、やはりボランティアを募ってみい、何人かは来てくれると。私のほうで、高齢者の給食を週に 1 回ずつやっておりますけど、70 名という登録者がおります。すべてボランティアです。そういう時代になっております。元気な高齢者の方がたくさんおりますので、そういう方をお願いして、やはり地域のためにやってやろかという奇特な方がたくさんおられますから、まず、絶対じゃなくして、やっぱり考えてみるという、まず考えて、みんな意見は、それから判断したらどうですか。なんやったら、この議会、意味がないでしょう、別に。そなな川の今流れよる土器川を逆に流せというわけでなし、土器川をもう 1 本つくってくれというわけでない、こなん簡単なことですよ、考えるか考えんか、今のある施設を利用してですから。ぜひともそこんとこ十分、もう 1 度考え直していただいて、やはり家庭教育、それは十分分かつとります。それができないから今、学校に求めとるんです。そしたら学校もせん、家庭もせん、中間もばあ、そしたら生徒はどこ行って、何を頼りにす

三好議員	るかということで、非常にいろんな事件が起きとるわけです。ですから、せめて、学校行って勉強が嫌でも、今日の給食は何だろうかと、明日は何だろうかと、それを楽しみででも、あの、行けるような雰囲気をつくっていただきたい、そういうふうに思っておりますから、十分検討してください。検討せずじゃなくして、検討してください。 それから２番目の件ですけど、町長が申しましたように、やはり私の言いたいのは、勘違いしないでください、平日の、特に午前中です。午前中、朝８時からプレーに来るのは、土日祭日しかありません。ほとんど６時、７時、８時とがらに空いております。一時は、ゴルフ場苦肉の策で、５時半から早朝サービス、夕焼けサービスというのをやっておりましたが、今ちょっとこれは下火になっておりますけど、そういうのを提案して、やはり低料金でやっていただくということを、芝はさっきも言いましたが、踏むことによって芝は丈夫になるんです。我々みたいなもんでしょう、叩かれたら叩かただけ強くなっていくんですよ。そういうもんですよ。ですから、提案したんです。たとえば１００人入れたから大きな金が必要って、何百万ものゴルフ場だから支出があるんだったら私は言いません。ですから、やっぱりそういうことによって、プレーする場合は近隣町から、ほしたら友達が来る、やっぱり宣伝をする。やっぱり全国版に流れるでしょう、そういう行政の苦肉の策でやるわけですから。まずやってみると、だめな時はだめでまた別の方法を考えたらいいいじゃないですか。毎日じゃなくして、まあ町から券を発行して、たとえば週に２回やったら２回、その契約したゴルフ場行けば、何ぼかの割引料金にはなると。自分で行くわけですから。自分で行って自分で遊んで帰ってくるわけですから、これほど結構なことではないと思います。やはり、まんのう町は新しい町になりながら、なんだかんだ言いながらもやはり新しい政策、アイデアを打ち出しておるなということをやはり分かっていたきたいと。地域住民にも、このまんのう町の方々にもぜひともそれをお願いしときます。以上です。もう時間になりましたし、町長も答弁聞いて、やるか分からんという中途半端な答弁ですが、最後お願いしとりますから。町長にもお願いして、町長も前向きに検討してやるということですから、まずやってみてください。もしいかんかったら、私も一緒に行き交渉、かまんのやったら行てやりますから、事情を説明して。それからしてください。以上で終わります。
副 議 長	以上で、１６番、三好勝利君の発言は終わりました。 議場の時計で午後１時まで休憩といたします。 休憩　１２時４分
副 議 長	休憩を戻して、会議を再開いたします。 再開　１３時（久元議員　着席） 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 １２番、大岡克三君。

	大岡議員	通告に基づきまして、一般質問を順次行います。一部、一般質問、6日に提出をいたしまして、一部につきましては割愛する部分もございますけれども、質問をさせていただきます。 最初に、公共施設の維持管理等整備について質問をいたします。健康生きがい中核施設予定地とされていた高屋原につきましては、昨年6月定例会で質問をしたところですが、その後名称も決定し、施設も一部オープンをしています。巨費を投入した施設で、今後も整備予定でありますので、再度質問をいたします。そこで、現在完成をしている施設の利用状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。完成施設の内、ゲートボール場については、現況ではかなり離れた場所にあります。ゲートボール場のすぐ南側には、屋根つきベンチや屋外ストレッチ器具が整備されていますが、現時点では利用も少ないように見受けられます。また、今後の具体的な整備については、前回6月定例会における議員の質問で、町長の答弁でほぼ理解をしていますが、多目的広場を主とした防災公園的な機能をもたすということですが、具体的な構想がございましたら、お伺いをいたします。この場所に先に述べたように、巨費を投入したところですが、町民の方がぜひ足を運んでいただけるような全面開園オープン、記念イベント、願わくば当初計画の健康づくりとなるようなイベントの開催をとの思いをいたしております。また、それが一過性となることなく、継続的な利用が望まれますが、この点についてはどのようにお考えかお伺いをいたします。 次に、健康生きがい中核施設の質問につきましては、さる11日開催の全員協議会で、執行部より資料の提出や方針転換の意向を受け、さらに他の議員よりも質疑、提言による町長の答弁がございましたので、通告していた項目については割愛をいたしますが、1点質問をいたします。イーウェルネスを導入して、平成20年度に2市3町で各市町1ヶ所程度整備し、21年、22年度に15ヶ所ほど追加をし、合計20ヶ所程度の施設整備で、総事業費は10億円以内ということですが、本町では中核施設については、巨費を投入してきたところです。また、広大な町でもあります。2市3町で分割した健康づくり施設整備にその点を考慮した本町への事業費配分は、管理者会での合意はあるのか、その点について1点だけお伺いをいたします。 次に公共施設の維持管理と整備について質問をいたします。合併に伴い、現在、旧琴南、仲南では4小学校が廃校になっています。体育館については社会体育等で利用されているところもあるようですが、校舎側については現在利用はない状況で、跡地利用については検討委員会で協議をしていくとのことでしたが、そこで、検討委員会の構成はどのようになっているのかお伺いをいたします。 ところで、本年、除草作業を町職員でされたようですが、広大な土地でもあり、人手が多数必要でたいへんだったと思います。年数回の作業が必要でありますので、できるかぎり経費をかけない方策が望まれますが、今後についてはどのようにされるのか。また、検討委員会が開催されたようで、先ほどの川原議員の質問で、7月31日と9月4日に跡地利用懇談会が開催されたと、町長
--	------	--

	大岡議員	のほうから答弁がございましたけれども、また、町政報告で払い下げや企業誘致などを検討されているとのことですが、ま、仲南東小学校では企業より提案があるとのことのようですけれども、該当する企業が早期に見つかればよいわけですが、その他の利用については、回を重ねなければ実現性が生まれないところであります。維持管理と整備について、具体的構想や進捗がございましたら、お伺いをいたします。 次に、商工業者の育成について質問をいたします。過日の新聞に兵庫県香美町の記事が掲載をされていまして。内容は、地元の商工会と協力して、町内の買い物で貯めたポイントで、町税や公共料金が納付できる事業で、商業振興が目的で、今月３日よりスタートさせ、西日本では初の取り組みとのことでした。また県内でも、多度津町、三木町でも子育て支援と商店街活性化を図る取り組みがされております。また本町では、８月より町発行による商品券事業がスタートしたところです。すでにご承知のとおり、さぬき市、東かがわ市についての取り組みで、当初予算に、商品券換金代９００万計上しているところがございます。８月３０日開催の総務委員会で、８月２４日現在の実績報告が所管よりあり、また８月末までの１ヶ月間の報告が、さる４日開催の商工会役員会でございました。高齢者慰問、敬老会粗品分も含めた実績で５４０万ほどであり、そのうち町利用発行は７４％であります。商工会の役員会においても、利用促進の願いがあり、各部会においてもイベントでの利用も実施検討しているところがございます。町発行ということですので、町職員もその点を理解していただければ、まだまだかなりの需要が見込まれると思われます。積極的な利用促進を望むところではありますが、今後どのような利用策が考えられるのかお伺いをいたします。 最後に、福祉対策で、敬老祝金について質問をいたします。関連質問は昨年６月定例会で、祝金制度の充実について質問をしたところですが、合併協議会で決定しているので、現状でということでありました。私は合併協議会での決定事項は必ずしも厳守しなければならないとは思いません。そこで、今回は敬老祝金のうちで喜寿７７歳についてですが、敬老月間に合わせて、今月町長や民生委員がお伺いし、祝金をお渡ししています。節目をお祝いするということは、金額は別として本人や家族にとって、感無量の喜びであると思います。反面、合併し、制度が変更したため、喜寿で受給できない方がおられます。昭和元年から昭和４年生まれの方が該当になると思います。合併前は、満８０歳になると敬老年金として毎年受給をされていまして。旧琴南町では７５歳から制度がございました。祝金制度は、数え年で７７歳の喜寿が最初であり、対象外となった方は、次回になりますとかなり先の８８歳米寿となります。日本人の平均寿命を考える時、これは超えた年齢となり、受給しないままの方が多数できると思われます。今回、喜寿に限った質問をいたしましたのは、８８歳米寿、９９歳白寿の方は、過去に受給をした経緯がございます。金額は別として、もらえと思っていた年金や祝金が制度の変更によりもらえないというのはさみしい限りと拝察いたします。そこで、合併後、７７歳喜寿の祝金の対象外となった方に、特例支給はできないものか、考慮できないものかお伺いをいたします。
--	------	--

大岡議員 副 議 長 町 長	以上、質問をいたします。 町長、栗田隆義君。 大岡議員のご質問にお答えいたします。 まず第１番目に、かりんの丘公園の利用状況についてでございます。かりんの丘公園は、本年の４月２９日からの一部開園をいたしております。野球場につきましては、まんのう町少年野球クラブにグラウンド内維持管理も責任を持ってしていただくと同時に、年間の利用申請を受け、町内４つの少年野球チームが日を決めて利用をしております。利用状況は土曜日、日曜日についてはほぼ完全に予定が入っている状況であります。なお、他の団体が利用要望がある時には、少年野球部が調整する方法といたしております。大型遊具がある公園広場については自由利用で、休みの日などは子供連れの客が大いに利用しているように見受けております。また、ゲートボール場につきましては、あまり利用がないように見受けられます。入場者数等は、はっきりした人数はつかんでおりませんが、土曜日曜中心に大勢の方に利用していただいておりますことは間違いのないと思います。 また、町民参加の記念イベントにつきましては、平成２０年度の工事完了後、全面開園の時に、実施について検討をいたしたいというふうに考えております。今後の具体的な整備等着工時期については、進入路の水路新設と縁石の植栽工事を９月４日に発注いたしております。平成２０年度完成を目途に、多目的広場の整備、これはサッカー場とか憩いの広場等として利用しようと考えております。また及び管理事務所の建築を２０年度に予定をいたしております。 また、継続的な利用につきましては、今後各種団体とも協議をしてまいりたいと考えております。多目的広場におきましては、まんのう町地域防災計画の災害対策用ヘリポートに指定をしておるために、早期完了を目指していききたいと思っております。 次に、健康中核生きがい施設につきましては、先般の全員協議会でも説明をさせていただきましたように、イーウエルネスシステムを導入し、中讃圏域すべての市町が事業参加して、事業の中核となるシステムの整備につきましては、中讃広域行政事務組合が事業主体となり、イメージ的には中讃広域圏内で２０ヶ所程度の施設整備及び事業を行い、トレーニングを行う各施設につきましては、基本的に現在ある施設を改修して有効活用する案でございます。そして、ま、現在、県のほうから受け入れる方向で整備を進めていきたいと考えているとの返事をいただきまして、中讃広域圏内の各市町とも協議し、現在は中讃広域行政事で検討を行っているところでありまして、２０ヶ所の利用配分等々につきましては、今後の中讃広域の行政事務組合の中で、いろいろ協議をしていくことになっておりますので、どうかご理解賜りたいと思います。 また、小学校の跡地利用についてでございますが、特に小学校跡地にかかる維持管理の現状と検討委員会の構成、利用策の進捗についてでございます。４ヶ所の小学校跡地にかかる維持管理費につきましては、１８年度で旧琴南東小学校が８５万４，５４４
-------------------------------	--

	町 長	円、旧仲南東小学校が１５０万９，０２８円、旧仲南北小が１８０万８８３円、旧仲南西小学校が２０１万５１８６円の合計６１７万９，６４１円が必要となっております。内訳といたしましては、電気代、水道代、施設警備保障代、電気保安点検代、消防点検代、浄化槽管理点検代と電球などの消耗品代でございます。ただし、これには施設保険料が含まれていないことを、ご了承くださいと思います。 また、検討委員会の構成ですが、住民側は当該地域の地区連合自治会長、民生児童委員、老人クラブ会長、婦人会長、体育協会長、ＰＴＡ会長、農業委員、行政側は副町長、教育長、教育次長、社会教育課長、総務課長、建設課長、支所長、出張所長、企画政策課長であります。なお、先般の会は、地域から忌憚のない意見をいただくことを主眼といたしましたので、懇談会形式をとらせていただきました。今回は先ほども申しましたが、利用希望者の募集結果を中心に利活用の方針を決定したいと思いますので、地域の議員さんにおかれましては、オブザーバーとしてのご出席をお願い申し上げることになると考えております。利用策の進捗としては、本年度内に出来れば全ての跡地活用の方向性が示せればと考えておるところであります。 次に、町発行商品券の利用促進策はとのご質問でございます。町発行の商品券事業は、県下で３番目に、８月１日に開始をいたしました。８月３１日、１ヶ月間の現在の利用状況は、発券額１１６万２千円、換券額１１万２，５００円で、予想より順調な滑り出しだと思っております。これからは、役場が利用する謝礼、記念品等に大いにこの商品券を使うよう課長会等で周知しているところであります。一般の利用促進につきましては、オフトーク、広報、ホームページでお願いをしまいたいと考えております。 次に、福祉施策のうち敬老祝金、７７歳喜寿の合併後対象外となった方への特例支給は考慮できないものかというご質問でございます。敬老祝金については、合併前の３町の状況は、旧琴南町では７５歳以上８０歳未満の方に年額９，０００円、８０歳以上の方に１４，０００円、決算額で６，０５９千円が、旧満濃町では８０歳以上の方に月額９００円、年額といたしますと１０，８００円、決算額で１０，０２８千円が、旧仲南町は８０歳以上の方に年額１０，０００円、決算額で４，０５０千円、合計２０，１３７千円が支給されていまして。合併後は、７７歳喜寿１０，０００円、８８歳米寿２０，０００円、９９歳白寿３０，０００円、１００歳以上で５０，０００円と、節目の年に支給することになりました。１９年度では６，３６０千円となっております。以上のように、財源を削減することにより、この財源を、まんのう町では、少子化対策に力点を置いた施策として、乳児医療を拡大し、中学卒業までの医療費の無料化に充当しています。 近隣町の敬老祝金の状況ですが、制度は若干異なりますが、節目の年に支給しているようでございます。 以上、事情をご理解いただき、ご了承をお願い申し上げます。
--	-----	--

副 議 長 大岡議員 副 議 長 町 長	1 2 番、大岡克三君。 え、かりんの丘公園については、さる 1 1 日開催の全員協議会のなかで、中核施設に関連して、残る高屋原工事については、平成 2 0 年度を最終年度で全面開園を目指すというような報告でございました。えー、一般質問通告したこともございまして、先般 9 日日曜日に、仲南 3 校、高屋原、琴南の 1 校を視察をいたしました。今、町長が申されましたように、野球場につきましては、町内チームが県外チーム 2 チームを招待して、利用をされておりました。駐車場も半分以上停車してる状況で、アスレチック広場につきましても、かなりの利用がございました。先ほど言いましたように、ゲートボール場につきましては人影は見えなかったわけでありすけれども、建設につきましては、整備検討委員会を立ち上げて検討してきたわけでありすけれども、ま、全面開園に合わせてイベントも考慮するという町長の答弁でございすけれども、整備検討委員会を立ち上げたような形で、全面オープンまでに利用をされる団体、または利用に関心ある方も加えた利用促進検討委員会というような会を立ち上げ、せっかく巨費を投じた施設でありますので、利用促進を希望するところでありすけれども、そういった利用検討委員会というような検討委員会を立ち上げる予定はないのかお伺いをいたします。 それとですね、商品券については、課長会でも議題に挙げていただくということでございますので、前向きな答弁がございましたし、また 8 月に発足したばかりでありますけれども、やはり最初の 1 年が大事であろうと思います。商店街の登録店の加入率につきましても、東かがわ市、さぬき市よりも、現まんのう町の加入状況はかなり高いような状況でございます、加入率は。そして、消費者の方も利用は十分しやすいのではないかと思いますので、この点についてはぜひとも立ち上げでありますけれども、利用促進策、いろいろ考慮されまして、お願いをしたいところでございます。 ま、最後になりますけど、敬老祝金については、今まで 2 千万ぐらい要っていた金額を 6 0 0 万ぐらいに縮小し、子育て支援に回すようなことでございますので、了解とするところではございますけれども、先ほど質問いたしましたように、合併をして外れた方は、次、8 8 歳となります。隣町の琴平町につきましては、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳というような形で、5 歳ごとの小刻みで 1 0 0 歳まで支給をいたしております。そのようなことから、先ほど申しました昭和元年から昭和 4 年に生まれた方が今回対象外になるということであるので、商品券も 8 月にスタートしたところでありすので、7 7 歳喜寿は 1 万円の支給でありますけれども、満額ではなくても考慮の余地はないものか、再度質問いたします。以上。 町長、栗田隆義君。 大岡議員さんの再質問にお答えをいたします。 町の総合公園の利用促進についてであります。来年度 2 0 年度に本格的に多目的広場の造成にかかる予定であります。そうい
--	--

町 長	ったことで、多目的広場ということでもありますので、いろんな面で利活用していただきたいというふうに思っておりますので、今のところ利用検討委員会の立ち上げ等は考えておりませんが、こういう素晴らしい公園ができるので、ま、大勢の方に、特に町内の方に利用していただきたいという宣伝、PRはしていきたいというふうに思っておるところであります。また、8月1日に、新しく商品券発行ということで、今先ほど申し上げましたように、ま、8月いっぱい1月間の滑り出しはまずまずいいかなというふうに思っておりますが、この利用促進については、今からが正念場であろうと思っておりますので、まんのう町の公共のいろんな施設を利用して、ま、PRをするのはもちろんのこと、私もいろんな会あるごとに利用促進、促していきたいというふうに考えております。
副 議 長	それと、敬老祝金の77歳喜寿の方につきましては、その年を迎えたときにももらえなかった方も、一部にはおいでることは重々承知をいたしておりますが、ま、どっかの時期ではきちんとしたきりをつけなければいけないので、ま、今回は例外規定というのは、今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。
本 屋 敷 議 員	以上で、12番大岡克三君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 3番、本屋敷崇君。 3番、本屋敷です。議長のほうから許可を得ましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。 私の一般質問は2点。廃校利用についてとまんのう町総合計画についてです。他の議員との質問とかぶることもありますが、それも勘案して質問させていただきます。 昨年6月および9月の一般質問において、廃校利用について質問させていただきました。その時は、地元等と相談して早急に検討委員会を開き、話し合いをさせていただきたいと返答をいただきました。あれから1年が過ぎたわけですが、この間の総務常任委員会にて、地元住民に意見を聞いたと報告を受けましたが、1年かけて、地元と相談したのがつい最近、それも1回、正直どうなっとなと言わざるを得ない状況だと思います。 多分こうなった背景には、9月の一般質問のときにも感じたのですが、地元との協議をしながらという姿勢にあるのではないかと思います。僕も過去、質問するにあたって、先進地事例等いくつか調べてきたわけですが、地元において廃校とつながりが深い地区では、廃校が決まったときに地元での廃校利用を模索するケース、または、執行部側がある程度の政策を示すことにより、住民側が意思決定するというのが多いように見えます。現在使われている神野小や吉野保育所はまさしくこちらのケースだと思います。それとは逆に地元住民とどう利用しますか、という協議では結局何も決まらなかったと言う事が多いように聞いています。そ

本 屋 敷 議 員	して結局何も決まらないままに取り壊し、または放置されているケースが多いようです。まさしく、今の廃校はこちらのケースになっているように思います。現在の状況を考えれば、もう執行部側が、ある程度の方策を示す段階にあるように思います。活用するのか、取り壊すのか、その方策を示したうえで地元より意見が出れば、もう一度話をするのが計画を進めるうえで近道のように私は思います。先ほど川原議員、また大岡議員の時にですね、10月より個人、企業向けに公募ということですが、これはある種、重い腰をやっと上げたのかと思っております。この公募ですが、どのような内容で公募するのかということを教えていただきたいと思います。 続きまして、まんのう町総合計画ですが、今年、企画政策課において総合計画を作っておりますが、この総合計画の基本的な考え方について少しお聞かせていただけたらと思います。本来、町総合計画といえば、これから10年の町としての指針であり、言わねば町の設計図だろうと思っております。現在、地方行政は平成12年の地方分権推進一括法により、地方分権へと押し進んでいる状態にあります。地方は地方としてやっていくために、合併をして行政改革を推し進め、最終的には自分たちでできることは自分たちでしていくという形になろうとしています。そのために、今まで中央集権の中でやってきた行政からの変化が求められ、行政改革大綱、集中改革プラン、人材育成基本方針等の計画を立てることを総務省から求められているのだと思っております。 本来ならば、総合計画、行政大綱、集中改革プランは相互にリンクしていなければならないものでしょう。しかし、本町においては、行政改革大綱、集中改革プランは総務課の一室でしかない行政改革室、総合計画は企画政策課、本当に相互リンクはされているのでしょうか。総合計画、行財政改革大綱は、どれほど課長会の中で話し合われているのでしょうか。そこに座られている課長さん方は、総合計画が町全体の計画書であると本当に理解しておりますか。政策課がやっている一業務でしかないと思っておりますか。 また、次に出されるまんのう町総合計画も、今現在の地方行政を勘案するならば、明確な方向性及び数値的指針が明示されるものだと思います。先の新聞報道でも、高松の次に出される総合計画では、数値的指針が明確に示されるとのことが載っております。しかし、今現在、まんのう町においては、数値的状況を集中改革プランにおいて明確化している状態だと思っています。その、明確化されていない状態で、どうやって10年後の数値的指針を示すのでしょうか。本来ならばココ1年で、集中改革プランにおいて数値的洗い出しをし、政策の方向性を示し、それを持ったうえで総合計画を立てるべきではないでしょうか。現在の状況では、未だに中央集権時のままの変わらない地方行政をまんのう町がしているようにしか思えてなりません。先ほど、小亀議員の一般質問での答弁で、今までとは違う住民との対話方式をとったと言われておりましたが、旧満濃町においても、まちづくり委員会が設置されておりましたし、それと今回とがどう違うのかというさびわけは全然見えてないように思います。
----------------------	--

本 屋 敷 議 員 副 議 長 町 長	この、町において大切な時期に求められているのは、町長として改革を推し進めていく強い姿勢だと思っております。しかし残念ながら、今の人員配置、行財政改革、総合計画、どれをとっても感じる事が出来ないのは僕だけでしょうか。今現在、町長が考えている総合計画とはどんなものなのか、行財政改革との関わりも含め、答弁をお願いしたいと思います。以上です。 町長、栗田隆義君。 本屋敷議員のご質問にお答えをいたします。 まず1点目、廃校利用につきましては、先ほど川原議員のご質問にお答えいたしましたように、廃校跡地を抱える地域との懇談会では、先に一般公募した利活用のアイデアを提示しながら地域住民との意見交換を行い、その上で行政側の意見を申し上げる手法をとりました。住民自治、公民協働の立場から、住民側の建設的な意見を確認しながら、行政の押し付けにならないようにしなければならぬと考えておりますが、財政状況も考慮しなければなりませんので、費用対効果等のバランス感覚はどうしも避けて通れません。このことから、今回の懇談会では各跡地について、改めて広報誌と町のホームページに活用したい個人、団体、企業の募集を10月1日より1ヶ月間実施し、その結果を踏まえて再度懇談会を開催し、方針を決定していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、公募の実施要綱につきましては、担当課長のほうより説明をさせていただきます。 2番目の総合計画につきまして。総合計画とは、10年後の将来像を示し、魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための施策や事業を体系的に示すものでありますから、行政運営の指針であるにとどまらず、住民によるまちづくり活動の指針となることが求められております。また、自治体における全ての計画の基本となるもので、平成20年度から10年間の本町の事務事業は、現在作成中の総合計画に沿って行われることになります。 一般に、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3本柱で構成されており、基本構想ではまちづくりの理念と10年後の将来像を示し、基本計画は今後5年間、行政として何をしていくかを示したもので、各分野別に現状と課題、基本目標及び主要施策を示しています。また、実施計画については3年ごとに進捗状況の点検を行うもので、別途作成する場合があります。住民の立場から見ると、総合計画は、どのようなサービスが受けられるのかが一目で分かるような計画が求められております。地方自治体の役割である行政サービスの質的向上を目指して、各課で十分協議を重ね、より高度なサービスが提供できる計画にしたいと考えております。 本屋敷議員さんが懸念されております行政改革大綱と集中改革プランとの関連につきましては、特に同一の担当により作成しなければならないと言うものではありません。この行政改革大綱とは、総合計画に示された基本計画を推進していくための組織体制のあり方や事務事業の進め方などの方針や方向性を示すものであり、サービスの内容ではなく、サービスを提供する方法の改革を
--	---

町 長	進める基本方針を示したものであります。そして、行政改革大綱において掲げた基本方針について、さらに具体的に改革推進項目をまとめたものが集中改革プランでございます。このプランには、今までの行政には無かった様々な取組方法が明記されており、今年度から試行が始まったばかりの行政評価制度は改革推進項目の一つであります。このことから分かるように、相互にリンクはもちろんしていますが、それぞれの持ち味を鮮明にするために並行して策定作業を進めて行きたいと考えています。
副 議 長 齋部企画 政策課長	最近、数値目標を明記する総合計画が増えております。まんのう町でも数値目標を明記し、進捗状況が判断しやすくしたいと考えておりますが、全ての項目が対象となるものではなく、数値目標がなじまない事業も存在しており、各課からのヒアリングをもとに、住民アンケートや提言書を参考にして出来上がった素案を再度各課で十分議論し、仕上げていきたいと考えております。その際、総務課で実施している事業評価との整合性も併せて調整して行くこととなりますので、よろしくお願いいたします。 企画政策課長、齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 公募の内容はどのようなになっているのかというお話だったと思います。これは、活用を町内だけにこだわらずですね、活用希望者を広く外に求めることとしております。特に、活用の中にですね、制限をつけるつもりはございません。ま、特に、現在まんのう町が整備しております情報基盤整備、高速通信ができるという、この、可能だということを積極的にPRしてですね、ベンチャービジネス等にも場所を提供できればいいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
副 議 長 本 屋 敷 議 員	3番、本屋敷崇君。 えー、再質問させていただきます。 廃校利用についてですが、今、活用方法、公募の内容ですね、10月1日よりの公募の内容をお教えいただきましたが、10月1日から公募するということで、条件がないというのもどうかと思うんですね。先ほど大岡議員の時にですね、4校で620万近いお金がかかっているというのもありましたし、これを勘案して公募しないというのはどういうことかという部分は思います。やはり、公募するにあたってはですね、有効利用という形を考えて、これを公募するにおいては、有効利用をどうしていくのか、どうしてもらえるのかというところをですね、公募の内容には入れていかなければならないと思っております。それとですね、町長の先ほどの答弁で押し付けにならないようにということはありませんでしたが、まあ、言ってることは分かるんですけども、9月の、昨年9月の一般質問でしてからですね、早急な検討委員会をつくるという話で、今年9月ですね、これは1回しか地元懇談会をしていない、それはやはり怠慢ではないかと言えないように思います。やはりあの地域住民のためにですね、汗をかいでですね、こういうことは1回で、たぶんもう出ないんだと思います。出てるんならばもう使ってるはずですよ。使っていないんだっ

本 屋 敷 議 員	たら、どう使うかということをお数を重ねてですね、していかないことにはできないと思いますので、これから活用していく上でですね、1ヶ月間公募をするということですのでけれども、それを踏まえて、数を重ねていただきたいと思います。 もう1つです、町総合計画についてですが、先ほど、ちょっと確認させていただきたいんですけども、町長の答弁で、実施計画を作る場合もありますという答弁だったんですけども、実施計画は作っていただけますよね、という質問にさせていただきます。まあ、実施計画の伴わない総合計画なんてのは、ほんとうにあの、意味のなさない総合計画だと僕は思っております。風呂の薪にされるのがオチだと。やはり、実施計画があつて、そのうえに財政計画、そして数値目標が載らなければ、総合計画としてどうかと思う部分はあります。先ほどですね、小亀議員の時にですね、3月議会に出せるようにとありましたけれども、今、集中改革プラン等々ですね、今現在まんのう町での事業の見直しをしている状況で、10年後の事業をどうするか、どういう方向に持っていくか、数値的のものも出していただく中でですね、まだ今の現状ができていないのに、3月にほんとうに出せるんでしょうか。各課自分のですね、ところの数値を、今現在の数値を、今やってる事業の洗い出しを終わっていますか、たぶん終わっていないと思うんですね。それがあつて総合計画を3月に出す。それは少々無理があるんじゃないかと、僕個人的には思っておりません。 後ですね、3月に出すに依じてですね、今現在、こういう計画とかパブリックコメントを出すような形になっておりますけれども、パブリックコメントを1ヶ月まあ、ホームページ等々に載せるとしても、2月の段階にはできてなければなりませんけれども、パブリックコメントは募集するのか、する気があるのか。あるのかと言っても、たぶんしなくちゃいけないと思いますけれども、えー、まあ、そういう状況を見てですね、この総合計画、3月に出すというのはもう1度、課長会なり、後まあ、そういった策定委員会なりで、もう1度していただく必要があるのだと思います。先ほど町長のほうはですね、行財政改革等のリンクはしているという話、またあの、それは平行して両方でやっていく必要性はないという話がありましたけれども、やはり僕個人的にはですね、こういう町の10年計画等々はですね、やはり町長の下部局として、トータル的な部署をですね、1つにおいて、行財政改革と総合計画、両方リンクしてですね、やっていただかないと、やはり難しいものがあると思うんです。そこらへんも勘案してですね、これからどうするおつもりかをですね、答弁いただいたらと、いただきたいと思います。
副 議 長 齋部企画 政策課長	企画政策課長、齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。 総合計画の中の実施計画が、どういうふうに取り扱ってるかという話だったと思いますが、別途作成する場合がありますというのは、要は別冊で作る形があるという表現でですね、間違いなくこの3本柱の1つとしてですね、実施計画はもちろん取り組んでいます。実施計画が基本的に1番大切なところになっております。それと、3月上程するにあたり、時間的にあまりないわけです。

齋部企画 政策課長	が、それまでに行革大綱集中改革プランとリンク、またその辺が十分詰まっていない段階で総合計画が完成するのかというご心配だと思いますが、基本的には2つの平行した動きであります。つまりは、行革大綱集中改革プランともちろんリンクはしますが、それをなくして総合計画はできないというものではございません。ただ、やはり制度を高めるためには、少しでもその行革大綱なりですね、集中改革プランというものをですね、ある程度煮詰めておくのはもちろん必要なことではありますが、やはり総合計画というのは、先の本屋敷議員が言われましたようにですね、まんのう町の10年先、将来を見越したですね、計画でございますから、平成20年度4月から運用をかけていくためにもですね、1日も早い策定をしていきたいと考えておりますので、各課の課長さんのほうにもですね、私どものほうから、私どもあくまでも、企画は間に立って調整役ということでございます。私どものほうが政策をして、全部作り上げるというものでは全くございません。ですから、1つ1つ積み上げていこうと思っておりますので、ご理解のほどいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
副 議 長 本 屋 敷 議 員	3番、本屋敷崇君。 えーとですね、ま、廃校利用のほうは、ま、回数を重ねていってくださいということで了承していただいたものと思います。 えーと、総合計画のほうですけれども、確かに、課長がおっしゃられるように、まああの、総務省のほうとしても、今作ってる市町村ありますけれども、行財政改革と必ずしもリンクしているものではないとは思いますが、この地方分権の中でですね、これからどうやって町がもっていくかという時にですね、リンクしていないものを作るというのはどうかと思う部分があります。まあ、リンクしていないものを作るってわけではなく、今現在の状況を洗い出し、そのうえでの政策というものでなければ、僕は総合計画としての意味をなさないんじゃないかと。もし3月にですね、上がってきた場合に、各課数値目標が出てきますよね、今現在の数値はどれだけやという話が出て、それは10年後にこれになるのは、どういう状況からその数値が出てくるんやという話になると思います、当然。議会にも上がってきますけれども、その時そういう話ができなければ、できなければ総合計画の意味がありませんので。そういう話になろうかと思っておりますので、そこも勘案してですね、これから総合計画をつくる上においてはですね、やはり町執行部の皆さんがですね、総合計画、これからの町の10年後、先までを執行者として執行していくわけですから、そこを協議に協議を重ねてですね、今あるもの、今必要なもの、これから必要でないもの、そういったものをですね、よく見極めて作っていただければと思います。できれば3月議会に出るという時には、かちつとしたものをですね、出していただきたいと思っております。
副 議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。

町 長	総合計画につきましては、各課にわたって、すべての課に関する問題でありまして、この総合計画の立ち上げに関しましては、ま、総務課の行革推進室、また企画計画はもちろんのこと、すべての課が一丸となって取り組んでまいりたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
副 議 長	以上で、3番、本屋敷崇君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 7番、白川美智子君。
白川（美） 議 員	7番、白川美智子です。通告に従いまして一般質問を行います。私は、生活バスの運行と実現を早く、それから後期高齢者についての2点を質問いたします。 私は、交通対策特別委員会の一委員であります。だから、委員会に入ってから、これについては質問はしませんでしたし、またしたくありませんが、あえて今日は質問させていただきます。 私は高齢者と障害者の足の確保を求めて、合併選挙を戦い、たくさんの方から支持をいただき、おでかけタクシーへの署名もいただき、当選することができました。町も議会も前向きに検討することができ、研修にも行きました。その後、議会の中の特別委員会は1回だけ開かれただけで、今にいたっております。その後、何度となくお年寄りのかたから、あの話はやっぱり面倒いんな、早くしてくれなんだから使えんうちに死んでしまう、とこのように嘆いております。だから、1日も早く実現に向けて取り組んでほしい、このように思います。今は、介護タクシーの制度もなくなりました。今、三豊市にはバスが走り始めているようです。高瀬町でちょっと見てみますと、1日4回の時間表でありました。デマンドタクシーは理想ですが、今、バス路線が美合線と炭所線があります。非常に難しいとの話は聞いておりますが、よいと思ったこと、試験的に運転をして、早く方向性を出すよう検討していただきたいと思います。 デマンドタクシーが難しいのであれば、私は2つの方式について提案いたします。まず、足の弱いお年寄りには、タクシー券助成がよいと思います。料金の半額を自分で払う、半額助成がよいと思います。それは、琴南地区の方は、奥が深くて距離的に遠いから、公平性の意味からで半額助成がいいと思っております。次に、自分で停留所まで歩ける人、その方について、岐阜県の大野町の例を申し上げたいと思います。地元のタクシー会社と契約して、町内に停留所をおき、1日4回の時間表を設定し、完全予約制で、予約がなければ運行しない、2つのコースを設定し、平日のみの運行として、料金は100円、町は実績に応じて会社に補助金を出す、空運行しないため、巡回バスに比べて経費節減になる。このように言われております。だから、方法は地域によっても異なるし、また利用する人によっても使い勝手が違うわけです。だから、歩きづらい人は、少々高くても庭先から乗れる介護

白川（美） 議 員	タクシー並みのタクシー券がよいわけですね。仲南地区が今、2つの方法を取り入れているのもそのためではないかと思っております。仲南地区の循環バスの利用者数、またタクシー券の利用の人数はどのくらいなのでしょう。また、交通対策についてどのように考えていますか。早急に取り組んでいただきたい。お尋ねいたします。 次に、後期高齢者の医療制度について、75歳以上のすべての高齢者と65歳以上で一定の障害のある人など対象に始まります。だから今まで、扶養家族になっていて、保険料を納めていなかった人も負担が発生します。少ない年金から天引きされたら、暮らしていけないのか、保険料はいくらになるのか、不安と怒りの声が挙がっております。保険料の財源は、高齢者が1割、国保または被用者保険の、つまり若い人から4割、国が12分の4、県が12分の1となっているようです。重大な問題は、滞納に対する制裁措置が盛り込まれております。今までは、70歳以上の方は、資格証明書は発行されませんでした。しかし、高齢者制度では、年金が1ヶ月1万5千円以下の人は、天引きではなく自分で納めに行くわけですね。介護保険料と併せて支払うことに耐え切れず、生活困難になり、滞納することが予想されます。適切な医療給付を行う主旨からも、資格証明書の発行をやめて、支払困難な高齢者へ、親切な相談体制をとるべきではないかと思っております。また、高齢者が増えますと、医療の給付も増えてきて、保険料の値上げ、それとも医療給付費の内容が悪くなるという痛みしか選択できない仕組みになります。そして2年ごとに保険料の見直しが義務付けられ、保険料が上がると受診抑制につながるという重大な影響をもたらす、このように思います。また、高齢者を別立ての診療報酬にして、医療を制限することになるので、75歳で機械的に区別、機械的に区切って、75歳未満の人とは異なる診療報酬を設定します。狙いは、高齢者には医療費をかけないということだと思っております。また、75歳の現役並みの所得者の窓口負担も重過ぎます。 そこで、お尋ねいたします。広域連合に対して、次のことを提案をしていただきたい。まず1点、資格証明書を発行しない。2点、広域連合は独自の保険料減免制度を条例化すること。3点、75歳以上の人の健診も保険事業として実施すること。4点、医師、保険者代表、被保険者代表による運営協議会、被保険者などによる公聴会を設置すること。以上4点を広域連合に働きかけていただきたい。これについては、どうお考えでしょうか。2番目に、質問として、この制度にあたって、細かいことは明らかにされていません。しかし、現在決まっていることは、どんなことが決まっているのでしょうか。 以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。 町長、栗田隆義君。 白川美智子議員のご質問にお答えを申し上げます。 まず、生活バス運行の早期実現についてでございます。昨年、市内の交通網整備計画の策定を進めてきましたが、現在、全
副 議 長 町 長	

齋部企画 政策課長 副 議 長 白川（美） 議 員 副 議 長 町 長	白川美智子議員さんのご質問にお答えをいたします。 仲南地区のふれあいバスの利用状況、また福祉タクシー券利用者の状況を教えてほしいとのことでございますので、これは仲南地区のふれあいバスは、１７年度が２，０００人の利用があったわけでございますが、１８年度は１，６４２人で３５８名の大幅な減少となっております。しかし、本年８月末の調べでは、昨年度より２１４人の増加となっております、このままの推移でありましたら、１７年度を上回る見通しであります。なお、費用のほうではですね、１７年度が収入支出の差額で申しますと、１７年度が２４９万５，４３５円、町の持ち出しをしております。そしてまあ、この１８年度では持ち出し分が３０４万２，６２４円でございます、５４万７，１８９円の増額になっております。 福祉タクシー券のほうでございますが、１７年度が２５２名のご利用がございました。１８年度２５６名で、若干ですが４名の増ということになっております。こちらのほうも、費用でございますが、１７年度が１９９万６，５００円の経費がかかっておりまして、１８年度が２０６万６，５００円、こちらのほうも７万円の増になってございます。 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。 ７番、白川美智子君。 交通対策についてお尋ねしますけど、過去に７月と８月にタクシー会社と打合せを２回行っているように、この成果の本で見ました。しかし、合併して、もう１年半が過ぎようとしております。今、光ファイバーに熱中して、なかなか交通まで回ってこない、このように見受けられます。やはり町民は、１日も早い実現を待っております。これについて、いつから実現できるか、これについて分かる範囲で教えていただきたい。 それから、後期高齢者については、先４点を広域連合に働きかけてほしい。これについては、働きかけていただけるのか、どんなんでしょうか。そして、この制度は、高齢者医療に大きく後退する恐れがあったら見直していただきたい。これについてお尋ねいたします。 町長、栗田隆義君。 白川美智子さんの再質問にお答えをいたします。 交通網の整備についてであります、合併してから１年半ほど経っております。住民の皆さん方が、この施策に対して大きく期待をしておるところは十分承知しておりますので、できるだけ早い時期に試験運行等ができるよう鋭意努力をしてみたい。 また、後期高齢者の医療制度の問題につきましては、白川議員さんからご指摘のありました、ご要望のありました４点につきましては、庁舎内でも課内でも精査をいたしまして、できるものは要望しみたいと、このように思っておりますので、よろしく
--	---

町 長 副 議 長 白川議員 副 議 長 齋部企画 政策課長 副 議 長 副 議 長 大西 豊 議 員	お願いいたします。 7 番、白川美智子君。 交通政策については、年明け、また来年 4 月を出していただきたい、このように思っておりますが、いかがでしょうか。 企画政策課長、齋部正典君。 白川美智子議員さんの再質問にお答えいたします。 交通政策につきましては、1 日も早い実現につなげたいとは思っておりますが、町内事業者との今、協議を進めておるところでございます。この協議の内容次第ですね、コンサルといいますか、精査していく手立てを考えるわけですが、今、さまざまな問題がございます。今、それを 1 つずつつぶしている状態でございます。これがうまくできますれば、1 日も早い、まあ、試験運行になろうかと思っております。計画といたしましては、20 年度に入りまして、試験運行をしていきたい、できればというふうに考えておりますので、またご相談を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。 以上で、7 番、白川美智子君の発言を終わりました。 議場の時計で、午後 2 時 30 分まで休憩いたします。 休憩 14 時 14 分 休憩を戻して、会議を再開いたします。 再開 14 時 30 分 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 17 番、大西豊君。 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。 振り返ってみますと、平成 18 年 3 月 20 日、地域住民の大きな期待のなか、新生まんのう町が誕生し、4 月 23 日に町長選挙、議会議員選挙が行われ、その結果、栗田町政がスタートし、1 年半が経過し、厳しい財政事情の中で、公約実現のために、行財政改革を進めておられることに対し、敬意を表するところであります。しかし、残念ながら、他の合併市町に比べ、改革が進んでいないのではないのでしょうか。昨年 12 月、総務省の指導により、今年度から取り組んでいるまんのう町集中改革プランは、3 年間で実行しなければならないわけでありますから、まず 1 年度までに目標を設定し、早期に数値化し、町民にタイムリーに情報公開、業務評価を行い、町民の理解と協力を得ながら、着実に実行し、改革を進めるべきではないのでしょうか。 また、今月 9 月 8 日の新聞報道や県のホームページによりますと、県においても厳しい財政事情のなかで、新財政計画を発表し、3 年間で 91 億円の歳出削減と 602 億円の歳入を確保し、収支均衡を図ると発表しております。このような厳しい財政の中で、
--	--

大西 豊 議 員	平成１７年度より、税金による県職員会への助成金の廃止を行っております。従いまして、まんのう町においても当然、税金による職員会への助成金の廃止及び合併協議会の先送り案件及び駆け込み事業などの原因による財政悪化を考慮し、早急に各事業の見直しを行い、改革を進める見地から、一般質問を行います。 一般質問は、行財政改革、情報公開について。２番目、既存施設の有効利用について。まず最初、行財政改革、情報公開について。公の施設、第３セクターの指定管理者に対する議会報告義務について、６月議会において一般質問を行いましたが、十分な答弁をいただけませんでしたので、再度一般質問をいたします 町法人の設立及び出資等に関する条例１６条、税理士又は公認会計士により作成し、経営分析の結果に意見を添付する義務があるのではないかと質問に対して、担当課長より年度前の決算報告は、上位法の提出書類に従って報告しており、問題はないとの答弁でありましたが、これは条例に謳われております。従って、平成１８年度において、それぞれの施設等の税理士、または公認会計士の経営分析の結果と意見の報告及び、それに対する町の行政評価を、どのようなメンバーでどのような評価をし、どのように行政に反映されているのか報告ください。また、税理士又は公認会計士の事業者名、所在地と、そして支払われた費用も併せて報告をいただきたい。この件については、前竹林課長によりますと、仲南町におきましては、この条例とかについては、総務省からお褒めをいただいたようです。いくらお褒めをいただいた条例であっても、それをちゃんと議員の質問に対して答えなければ、本当に、俗に言う絵に描いたもちで、本当に行政に反映されないと、私は考えるので、あえて再度この問題について強く一般質問をさせていただきます。 次に、丸亀市より高いまんのう町長の報酬については、平成１８年６月議会での一般質問に対して、町長は、特別職等の報酬審議会に諮り、検討するとの答弁でありました。その後、報酬審議会の開催はされたのでしょうか。開催された日時と内容について、報告と町長の見解をお伺いします。この問題につきましては、町長選挙において、ローカルマニフェスト等には、相手候補は１０％、ま、栗田町長は数字では挙げておりませんでした、いろいろ話あるたびに、その報酬については、具体的に発言されておったようでありますので、公約を実現するためにも、勇気を持って発表していただきたいと思います。 次に、規則にない助成金について。ちょっと失礼します。規則にない助成金について、町職員互助会の助成について、県下８市９町の事例を挙げ、補助金のあり方について見直しをすべきでないかと一般質問に対して、町長は、見直しの必要があるとの見解でありました。先ほど申し上げましたように、香川県においても、財政事情を考慮し、平成１７年度より各職員会への税金による補助金を廃止しております。そして、各事業の抜本的な見直しを行っていますが、町長の見解を再度お伺いいたします。 ２番目、既存施設の有効利用について。みかど温泉、エピアみかど、塩入温泉、かりん温泉、道の駅、町民文化ホール等につい
-------------	---

大西 豊 議 員 副 議 長 町 長	て、それぞれ縦割り対応ではなく、総合的な対応、たとえば、町内の交通施策、福祉施策等の多面的な見地より、より効率的な有効活用を図り、住民福祉の向上に努めるべきであるが、どのように検討されているのかお伺いします。併せて、今回、敬老会をなぜアイレックスで行うのか、併せてお伺いをいたします。 以上について、具体的にご答弁をいただきたいと思います。 町長、栗田隆義君。 この件につきましては、6月議会においてご回答いたしましたが、再度改めて議会に対しての出資法人の財政状況の公表資料について、ご説明申し上げます。 普通地方公共団体は、地方自治法第243条の3項の2により、資本金50%以上を出資している民法34条法人及び商法法人について、毎事業年度、経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならない、となっております。また、まんのう町法人の設立及び出資等に関する条例第19条、議会への報告では、町長は、特定出資法人の決算書及び事業運営資料を決算の度に議会に提出しなければならない、となっております。この事業運営資料の種類として、まんのう町法人の設立及び出資等に関する条例施行規則第3条に次の通り定められております。損益計算書、貸借対照表、部門別実績表、部門別売上明細と経年推移表、部門別収支表とその経年推移、部門別利用者及び経年推移表、資源活用状況表、棚卸資産表、施設稼働状況表、原価計算書及び粗利益表、取引先一覧表、債権債務一覧表、役員会議事録。なお、前項の規定にも関わらず、事業運営資料の提出は、実務上の必要性により省略できる、ともなっています。 これらのことにより、大西豊議員が言われている、同法第16条は、特定出資法人が町へ提出する決算報告は、税理士又は公認会計士により経営分析を行い、それに意見を添付しなければならない、と書いてあります。これは、特定出資法人から町へ提出する資料のことであるというふうに考えております。これを行政評価するわけであります。 また、経営分析の結果をどのようなメンバーでどのような評価をしたかのご質問であります。今期決算時に、ことなみ振興公社と仲南振興公社より経営分析の所見が町に提出されており、この所見を基に同法第15条2項の経営評価委員により、同法第17条の町の措置要求として、町は特定出資法人に対して第15条及び第16条までの資料と調査に基づいて、経営改善及び事業見直しなど必要な措置を求めることが出来る、となっております。町としては、本年は導入初年度ということであり、10月中に開催をする予定でありますので、開催後、情報公開条例に従って公表いたしますので、ご確認いただければと思います。 なお、経営分析の結果報告書についても、長文のため、まんのう町情報公開条例により、一般住民、町内事業者等に情報公開をしておりますので、いつでもご請求いただければと思います。どのようなメンバーかとのことですが、まんのう町法人の設立及び
--	---

	町 長	出資等に関する条例施行規則第4条の経営評価委員会の構成に記載していますので、ご確認いただきたいと思います。 次に税理士等の名前と住所、支払額については、金額の違いは要求している内容が異なるためには生じておりますが、以下のとおりでございます。財団法人ことなみ振興公社につきましては、取扱者は山下電算会計センター、住所は琴平町143の2番地、支払金額は1年間の合計、96万6千円でございます。内訳内容といたしまして、決算申告手数料、年間手数料等でございます。次に、有限会社仲南振興公社につきましては、取扱者は山下税理士事務所、並びに山下電算会計センターでございます、住所は琴平町143番地の2でございます。金額につきましては、189万円。内容につきましては、決算申告手数料、年間手数料等でございます。これは産直市と温泉の両方に分かれております。次に、株式会社グリーンパークまんのうは、石井正一税理士事務所でございます。これは、元まんのう町にありました大鹿会計事務所が名前変更いたしております。住所はまんのう町西高篠3の1でございます。支払い金額は、104万円となっております。これは年間手数料で、年末調整、決算資料等でございます。 次、2点目の報酬審議会の開催についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、18年6月の定例議会の再質問に対して、大西議員さんの再質問にお答えを申し上げます。町長等特別職の報酬につきましては、まず今年1年間、決算状況を十分見て、しかるべき時期に検討させていただきたいと思っております、と答弁をいたしております。 また、19年度の施政方針では、厳しい財源につき、適正な受益者負担の観点から見直しを行なっております、19年度で見直しを行なった場合、20年度以降において町民の皆様に影響する部分もでてまいります。改めまして、住民皆様、議員各位のご理解をお願い申し上げる所存でございます、と説明させていただいております。ご質問の報酬審議会は、まだ開催いたしておりません。18年度決算状況、19年度見通しを踏まえ、議会とも十分ご相談をさせていただきながら、報酬額を変更するのか、時限的報酬カットがよいのか、他町等の報酬を参考にさせていただきたいと検討させていただきたいと考えております。 次に、3点目の互助会の助成金につきましてのご質問でございます。これまでもご答弁申し上げたとおり、互助会の助成金につきましては、地方公務員法の規定に沿い支出行為をいたしておるところでございますので、ご確認をいただきたいと思います。ただ、本町の財政状況に鑑み、18年度は内容を福利厚生のための最低限度の助成を行っておりますが、今後は、廃止の方向で検討を行っていきたいと考えております。ちなみに、平成18年度の職員互助会の補助金は66万4千円でございます。 次に、既存施設の有効利用についてであります。各々の施設には、それぞれの設置目的と趣旨があり、それぞれの機能を備えております。よって、町有施設を全て一括管理することは大変難しいと考えていますが、例えにもありますように、交通施策の中で、町有温泉施設において無料で運行している温泉バス同士の相互乗り入れなどは、合併したことでもあり、守備範囲が違っただけで、目的、条件については同じであるため、各施設の代表者と協議を行うことで、有効かつ効率的な活用ができれば、経営改善に繋が
--	-----	--

	町 長 副 議 長 大西 豊 議 員	る可能性もあります。また、ひいては住民福祉にも寄与できるものと考えられますので、今後充分検討していきたいと考えております。 17番、大西豊君。 ま一、あの、再質問に入る前に、町長にお願いしたいんですけど、基本的には原点に帰っていただきたいと思います。また、一般企業に例えた場合、株主である町民が要求した場合には情報公開条例でいけるとと思いますが、その代表が議会で一般質問の形で、きちんと質問状を出したなかで、情報公開条例に則ってやってくださいというんは、議員に対して僕は失礼だと思います。我々議員は、この一般質問をするにあたり、それぞれの支持された方、そういう声を一生懸命鑑みて発言しております。私は、たとえ町長であってでも、情報公開条例によって見に来てください、前回の議会でも言ったと思いますけど、一般質問は具体的に質問状を出しております。そして、私はあのほんとは、こんなに細かくまで聞こうとは思わなかったんですけど、この会計士さんの、これ金額は、なんぼ種類が違ういうてでも、我々一般企業から比べて相当高いです。それと、この上位法、上の法律はありますけど、この仲南町時代に、一生懸命なって勉強してつくった前課長が総務省からお褒めをいただいたということは、それだけに意味があるんですよ。そういう報告義務を課しとるわけですよ。そういうことをやっぱり、旧町のいいことは継承していただきたい。それを含めて再度質問します。 ま、最初の公の施設の議会報告義務について、条例及び協定書に謳われておることは、重要かつ最小限の取り決めであるので、言い逃れをせず、規則を守り、議員の質問に答えるのが当然であり、一般社会の常識であることを申し上げます。もし仮に、誤った方向に事業展開していても、早く修正し、より効率的な住民サービスへの方向転換ができると信ずるところであります。たとえば、昨年の夕張市の破綻が各方面で論ぜられました。夕張市は、観光施設等の大型な箱物、天然芝のグラウンド、温泉施設などの巨額の投資などで借金財政を続け、各施設は赤字で維持費も出ない結果となり、財政破綻しても、当時の市長は、観光政策は誤っていなかった、仕方がなかった、やむを得なかったと語り、また議会は、国が何とかしてくれるだろうという考えがあったと語っています。各施設は、派手やかなオープニングを飾ることができても、翌年には利用客が激減し、赤字で維持費も出ない結果となり、財政破綻しても、職員の雇用の方は確保したから事業は正しいという言い訳をしている。役人は言い訳の天才だ、議事録の答弁書には、言い訳や言い逃れの名言集が詰まっている。どんな失敗も、言い逃れさえできれば、その罪は問われない。夕張市だけでなく、日本中よく似た観光施設が乱立し、香川県にも同じような施設が現れている。しかも危機感のないことが最大の危機になっている。政府や都道府県も含め、どこも財政事情は厳しいと、香川県地域振興アドバイザーが新聞紙上で述べております。まんのう町合併の前の旧3町を見た場合も、箱物づくり等もこの事例に、当たらずといえども遠からずと言えるのではないのでしょうか。
--	--	---

大西 豊 議 員	こういうことを憂慮するところであります。旧地区の箱物施設等についても、今さら申し上げるまでもなく、皆さんご承知のとおりであります。また、公用車の台数についても、今まで１７年度末の台数は１３４台でありました。平成１８年度決算認定において、１７年度末は１３５台であり、この数字の誤差を見ても、１台の高級乗用車３００万円の駆け込みがあったのではないかと疑問に思うところであります。実際の平成１７年度末の公用車の台数は何台であったのか、次に、今後３地区の温泉施設の有効活用及びかりん温泉の利用状況改善などについてのお考えを町長にお伺いします。 ２番目、既存施設の有効利用について、私、あの、先日、長炭地区のあるお年寄りの方から電話ありました。定期的に路線バスを利用して、町の温泉施設を利用されとるそうです。朝、長炭を１０時３０分、旧満濃地区からバスに乗り、夕刻最終３時４８分の最終便に乗り遅れて、仕方なくタクシーに乗って、高くついてしまった。停留所でずっと立って待っているのもしんどいし、どうにかできないかとの申し出がありました。そこで、町に対して、最終便の館内放送ぐらいは費用もかからず、住民のサービス向上につながるのではないかと申し上げたところ、即対応して、ベンチも設置していただきました。その方からたいへん喜ばれ、わざわざ私のところにすぐに電話ありました。このような事例はささいなことではありますが、費用をかけずに職員の配慮等で改善することができ、利用者満足につながり、また来たいと思える施設運営が望まれるのではないのでしょうか。そして、利用者の声を反映させるシステムを考えるのではないのでしょうか。 次に、まんのう町のオフトークについて、旧満濃町地区では、平成１０年に電話加入率１００％であるので、加入率も１００％であると、その当時の執行者は、責任ある執行者は、全協等で答弁しましたが、現在はパーセンテージの出し方によっても違うんですが、実際はあの、まんのう町の広報の人数等見ますと６５％前後であり、先の夕張市の事例ではないですけど、言い訳をされてる。基本的には、いろいろ要因があるでしょうが、やはり魅力がないのでは、やはり普及率は上がらないと思います。また、先ほど申しましたが、合併協議会で先送りになっている案件、町長は特に、公平な行政を進めていくということ、旧満濃町時代でも消防の問題、このオフトークの問題につきましても、やはり仲南地区とも交流があったり、琴南町も交流があった関係で、旧満濃町は年間６千円の負担をしております。ま、そういう不公平感を、前の議会でも発言してまいりましたが、やはりあの、町長も当選当時は、いろいろ考えてることとか、いろいろ案を持っておられましたが、今、旧満濃町は、おそらく年間６千円負担しておると思いますが、その点を再度お聞きいたします。前回の質問では、老朽化しているとうんぬんと申しましたが、屋内配線については、おそらくどこの地区も個人負担だと思います。悪くなれば、聞こえなくなれば、個人負担だと思いますので、大儀の意味でのご答弁いただきたいと思います。 それと、私は町長に強く言いたいと思います。やはり、この議会というものは、町長と議員が対等の場で話せる場所です。私１
---------------------	--

大西 豊 議 員	人が発言しておりません。私を支えてくれた有権者、また私に投票してくれなかったけど、その後いろいろご意見をいただいた方、その結集によって質問しとります。やはり、それは真摯に受け止め、私も議会報告をちゃんとしとります。町長が選挙公約時にも、やはり文章は出しませんでした、ある程度のパーセントを、私も選挙期間中に道であって話したこともあります。やはり、原点に帰って、今まんのう町がどのような立場に置かれとるか、先日、私、この一般質問を出す時に、ある担当課支所長に電話しました。3日間人間ドック行ってるからということで、代わりの方が答弁してくれました。財政力は、単年度収支黒字で大丈夫ですよ、それは合併特例債と、また総合的なことを勘案した場合、やはり、より厳しく財政を判断して、私はよりよいまんのう町になるために、夕張市のようにならないようにという強い思いで、私もこの一般質問原稿作る場合、何日も寝なく考えとります。こないだある議員に、ま、ネクタイをしてないとかいろいろ言われましたけど、私は、前は、もう議会にくるぎりぎりまで、一般質問等のことについても考えよりまして、忘れたのは事実であります。私は前はネクタイをしてきとりました。私は、そういうことについては謙虚に受け止めたいと思います。やはり、そういう神聖な場所で、私は町長が、こんなに大事な財政状態、財政問題を、1度も開かなかった、私は開く前に、町長の決断ですよ、私は先ほど町長が言われた情報公開条例に則ってしてください。私は、間違っておると思います。議員はちゃんと3日も4日も前から通告しとんですから、議長、中立の立場で、住民の立場で、私が申し上げた一般質問通告について、真摯に町長が受け止めて、この場できちんと答弁することを願います。
副 議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 えー、大西議員さんの再質問にお答えをいたします 先ほど答弁をさせていただきました、3つの財団法人並びに株式会社、有限会社等の経営状況の分析結果報告書につきましては、この後、担当課長のほうより概略について説明させていただきます。詳しいことにつきましては、長文のため、後でご覧をいただいたらというふうに思っております。えー、また、1つ答弁忘れがありました、3番目のアイレックスを、今年の敬老会、9月の24日に行う予定になっておりますが、これをどうしてアイレックスで行うようになったかというご質問等もありましたが、これも庁内でいろいろ課を中心に検討いたしました結果、ま、3町合併したんだから何か1つ新しい行事でも全町で行えるような行事をやろうということで、今回、敬老会を、まあ1ヶ所で、ま、これ、会場の都合で午前と午後の部に分かれたわけではありますが、アイレックスで1回敬老会をやってみようということで計画をいたしました。ま、経費につきましては、かなりな削減が見込めることになっております。また、オフトーク放送につきましては、今、まんのう町におきましては、年間6千円の、えー、費用が発生しておるということでございますが、これは20年度の早い時期に、今回の情報通信網の整備によりまして解消されるものというふうに考えております。まー、あの、合併をいたしまして～1年半ほど経ったわけではありますが、それぞれの町の長い歴史、ま

町 長 副 議 長 齋部企画 政策課長	た伝統等がございます。これを一挙に1つの方向でまとめ上げるということは、非常に難しゅうございまして、合併協議会でも多々積み残し、先延ばしにしたような事案もございますが、これも3年を目途に解消していく努力を、今、鋭意続けておりますので、どうかよろしくご理解のほどお願いいたします。 企画政策課長、齋部正典君。 それでは、大西豊議員さんの再質問にお答えをいたします。 まず、先ほど町長のほうからお話がありましたようにですね、議会に対してのこの出資法人の財政状況の公表というのはですね、これまさにご存知のように、まんのう町の法人の設立及び出資等に関する条例、これは昨年まんのう町ですね、まちづくり政策課により、3月28日付で作成といいますか、条例化されているものでございます。これを読んでいただきましたら、私どもとしては、条例に従って議会への報告をさせていただいております。えー、再度読まさせていただきますが、まんのう町法人の設立及び出資等に関する条例、この16条、税理士又は公認会計士の経営診断、特定出資法人が町へ提出する決算報告書は、税理士又は公認会計士により経営分析を行い、それに意見を添付しなければならないということで、特定出資法人、つまり第3セクター、これが町に出す書類がこれこれですよということを書いてございます。また19条には、先ほども読みましたが、議会への報告書として、その決算書と事業の運営資料が必要ですよということを、この条例に書いてございます。私どもはこの条例に従ってのご報告をさせていただいております。えー、で、まあ、先ほどのですね、その中にありました経営分析について、情報公開はしてございますが、この場での公表をという話でございましたので、読み上げをさせていただきます。これにつきまして、第4期決算報告については所見という形で、税理士なり、山下恭司さんというほうからですね、報告がきております。有限会社の仲南振興公社に対しましては、設立4期目の決算は、売上高1億7,981万2千円、経常利益72万8千円となりました。産直部門については、売上高6,519万5千円で、前期比2.3%増、143万6千円、経常はマイナスの404万9千円、対売上高比マイナスの6.2%の損失となり、前期比でマイナス118万2千円となり、売上高に対する経常損失率は6.2%となっております。産直部門は、地域農家等の保護、育成という面があり、会計的数字面だけでの評価とはなりません、事業の継続という観点からも、黒字化は不可欠かと考えております。特に、5%を超える経常損失率については、要注意かと思えます。新たな商品開発、広報活動の見直し等の様々な取組みによる集客増に期待をいたします、ということです。えー、温泉部門の売上高は、1億1,461万6千円で、前年比マイナス8.5%、経常利益477万7千円で、前年比マイナス21.1%になっています。えー、前期に町への寄付金250万円を実施していますので、実質マイナス44.1%となっております。当期の指定管理者制度での契約に基づく施設利用料の支払いは、584万2千円となっております。また、売上げ減少要因としては、秋季6日間、冬季27日間の休業が
--	--

齋部企画 政策課長	響いています。これは井戸の濁りから休業した分でございます。衛生面に気をつけ、安定した温泉の供給が行われ、事故のない経営続けば、町への寄付金、また出資配当を復活できるものと思われ、ということの所見が仲南振興公社にはついております。 えー、ことなみ振興公社でございますが、こちらのほうは、平成18年度の決算は、売上高2億5,194万9千円、正味財産増減額マイナス378万4千円となりました。温泉部門については、売上高2億3,173万5千円で、前年比マイナス3%、マイナス710万円、事業利益は756万、対売上高比3.3%等なっていますが、校舎の管理費等負担した後の正味財産増減額は、マイナス552万1千円、これは対売上高比2.4%となり、まんのう町への施設使用料750万は未払いとなっています。最終の正味財産増減額は、前期マイナス1,314万9千円でしたが、人件費等の経費の見直しにより、当期はマイナス552万1千円と赤字額は762万8千円減少いたしました。部門別にはエピアみかどの売上高は1億4,271万1千円で、対前年比2.6%、366万3千円で増加しましたが、美霞洞温泉の売上高が8,814万9千円で、対前年比マイナス11.2%、これはマイナス1,106万3千円と大幅な減少となっています。また、美霞洞温泉の売上高は、この間毎期500万から1千万減少しており、施設の老朽化問題もあり、抜本的検討が必要かと思われます。3施設につきまして、これはいきいき館、大山キャンプ場、健康ふれあいの里でございますが、指定管理者制度での運営となり、売上高合計は2,021万4千円、うち指定管理者委託料は、県分含めて1,671万7千円、まんのう町は1,418万2千円で、正味財産増減額は90万3千円、プラスになっています。前期までの3施設に対する旧琴南町からの助成金は1,300万から1,400万でございましたので、当期のまんのう町からの委託料はほぼ同額で推移したものになっています。公社全体としては、損益的に言いますと、86万9千円、基本財産運用収入でございます、プラス90万3千円、3施設事業利益756万円、温泉部門事業利益マイナスの1,311万6千円、これは管理部門で、当期損失は378万4千円になっています。最終値の損失額も前期よりかは相当改善されましたが、3期連続の赤字決算となっており、公社全体での財務状況も、非常に厳しいものになってきています、ということで、所見が私どものほうに届けられておりますことをご報告申し上げておきます。
副 議 長	えー、先ほどのお話の中で、評価委員会の編成及び、評価委員は誰だという話で、条例施行規則第4条にあるというお話をしてございます。これも同じく、誰がなっているのかを読み上げさせていただきます。この編成は各委員により編成されると。副町長、人事所管課長、評価委員会の委員ですが、副町長、人事所管課長、財政所管課長、出資法人所管課長、組織機構所管課長、行政評価及び行政改革所管課長、指定管理者の対象施設の所管課長、その他出資法人に関連する事業の所管課長、このメンバーをもって構成されております。以上で、条例の内訳でございました。よろしくお願い申し上げます。 17番、大西豊議員。なお、あの、通告書に基づいて質問をお願いします。

大西 豊 議 員	あの一、議長、お願いしたいんですけど、答弁もれがあると思います、答弁もれが。特別職等審議会の問題についても再度質問しておりますし、あの一、議長、前議会の時の議事録読んでいただきたいと思います。普通、もうちょっと親切に答弁してもらい、上位法の規定、今いろいろ聞っきゃったら、ほんとに心配しなかったらいけないんじゃないんですか、これは。議長はもうちょっときちっと、ま、あの一、それこそあの一、我々の代表である議長は、やはり住民サイドに立って、やっぱり、あの一、そういうことの行司をしてもらわないかん、今先ほど、齋部課長は、前回の私の質問に対しては、強い声で上位法に規定があるんだからしなくていい、今日はものすご声が、最後に聞こえんようになるぐらい、声で、私は、誰かの言葉を借りたら、職員を痛めたらいいかんとかかるけど、そういう問題違うんですよ。もし、悪いところ、改善せないかんかったならば、ちゃんと情報公開をして、早く原因を究明しなかったらいけないんですよ。これ、時間が動つきよるげなけど、僕、再質問ちゃんとしてくれないから、僕もうあんまり大きい声では言いたくありません。しかし、ここでみんな聞いておる議員が、今の数字を聞いて、たぶんびっくりしたと思います。ほんだきん、あの、議長は、前回の僕の議事録も読んどると思うし、今回も、だいぶん落ちとりますよ、これ、審議会の委員いうんは何遍も聞きたいんですよ、どうして聞きたいかというたら、たとえば道の駅であれば、それぞれの課長、担当課長も含まれとると思うんですよ。ま、たぶんちゃんと含まれとりますけど、私がちゃんと答弁書に書いとるけど、書いてないきん言うんやったらそれでも結構ですよ。だけど、基本的な主旨は、あえてまた言わしてもらいますけど、旧まんのう町においては、私が言うまで5年間、こういう第3セクターの規定があるにも関わらずしなかったわけですよ。ほんとうに恥さらしのようにありますけど、2度と同じような間違いをしないために、あえて質問をしとんですから、真剣に答えてもらいたいと思います。声がどんどん消えるようなんでは、僕いけないと思います。私は反対に、そういうことを聞いて、冷静なろうと思います。議長、これ、ずんずん時間が減っていくけど、僕は、再質問ができてないから言よることであって、もう時間がないから構いませんよ。ちゃんとした議長の裁量をお願いいたします。
副 議 長	答弁もれありませんか。 企画政策課長、齋部正典君。
齋部企画 政策課長	えー、大西議員さんに再質問を行います。えー、ちょっと声が小さかったらしいんで、ちょっと大きめにしゃべらせていただきますが、えー、先ほどのですね、上位法に基づいてというお話をさせていただいたのは、これは、議会に対する報告が何であるかというご質問だったわけですね、そのなかで、もちろんいちばんの私どもの条例の大元になるのは上位法、地方自治法でございます。この地方自治法に従って、もちろんやっているわけでございます。で、今ほど、先ほど言いました、大西議員さん言われました、この条例、まんのう町の法人の設立及び出資等に関する条例、全国的にも例がないという素晴らしいという条例でございます

齋部企画 政策課長	が、これはまんのう町の条例です。これももちろん国の地方自治法に従って作成をされております。国の法律を無視して、まんのう町の条例があるわけではございません。その中で、だから私のほうで上位法という話をさせていただきした。その上位法を無視して、町の条例は作成しておりません。よって、16条というのは先ほども言いましたが、この経営評価につきましては、特定出資法人が町へ提出するというふうに明記されております。よって、まんのう町としては、ここが特定出資法人が議会へ提出するとなっておれば、まちがいなしに、これは議会にその書類を提出するわけでございます。地方自治法もさることながら、まんのう町法人の設立及び出資に関する条例を見ていただければよろしいかと思います。先ほども、それと各施設関係の評価委員のことでご心配をいただいたわけでございますが、各施設のですね、担当課というのは、指定管理者の対象施設の所管課長というところに含まれております。これによって、まんのう本庁のなかのどこの課がですね、その施設を、例えば企画が担当するところもあれば、教育委員会が担当するところとか、そういうのがあるわけですが、それが出てくるということになります。よろしくお願い申し上げます。
副 議 長 大西 豊 議 員	3回が終わっておりますので。 答弁もれ言うたんちゃうん。それやったら構いません。答弁もれいうことで、お願いしますということで、たぶん認識をして答弁もれしたんだと思います。議長、議長はやはりもうちょっと考えてもらわないかん。もういかん言うんやったら、私、発言しませんよ、こなんん。
副 議 長 大西 豊 議 員	執行部、もう答弁もれありませんか。 先ほど私、漠然的に、私もう資料出しとるから、一般事務に対しての質問しとります。例えば、町長の方針について、再度、僕質問しとります。どうして1回しか、諮問委員会を開く言うとんのに、1回も開いてない、そんな議会をばかにしたことありますか。それと、担当課の氏名、たぶん僕、農林課は出てきてなかったと思うんで、そういうことも聞いたかったんですよ。最後の質問になりますが、そしたらそういうことも含めてお願いいたします。 それでは、最後の質問、そういうんも含めて、議長はちゃんと聞いてってください。あの一、この件についてはもう、一般質問通告書締め切り後に、健康生きがい施設白紙に戻す件の説明がありましたが、あの一、この件に関連してお伺いします。旧満濃町では、健康生きがい施設にしては。施設の有効利用で言うとりますよ。施設の有効利用と関連しておりますよ。いかなん答弁せんをとったらええし、執行者の姿勢の問題やろ。ちゃんと見出し書いとんやきん。大事な質問しとりますので。ま、二転三転して、今日に至ったわけですが、町長はこれまであの、かりん温泉の利用客は減少しているので、相乗効果が期待できる健康生きがい施設を同施設内に建設するとの説明でありました。今回、政策変更による白紙撤回を発表したが、かりん温泉、ま、あの、の位置づけ

大西 豊 議 員	について、旧満濃地区におきましては、町民の善意の寄付金、ま、基金のようなお金は6千万前後積み立てておりますが、かりん温泉の充実に利用するとの、今まで案がありました、この白紙撤回によって、どのようになるのかお伺いいたします。 ま、あの、次にあの、これまでの一般質問で、旧3町のよい手法については残し、よりよいシステムづくりをするために、決算認定については旧琴南町に倣い、9月議会で今回提出されたことは評価できます。しかし反面、情報公開の見地から、例規集を見た時、旧仲南町では、すべての規定が網羅されているので、ま、このように改めるべきではないかと提言してきましたが、その後も改正されていないが、町長はどのように考えているのか。 それと2番目の問題ですが、有効利用ですが、ま、あの最終的には、先ほど会計事務所等の決算報告等に説明があり、ほんとうにびっくりをしとんですが、基本的には、最終的には管理者の支配人とか、管理能力が問題あると考えます。ま、人心の刷新も1つの手段ではないかと考えます。町長のお考えを伺います。ま、あの、基本的には、事前に外国の質問はしとりません。あの、事前に通告によって、ま、行財政改革、また情報公開、既存施設の有効利用ということで、関連づけてしとります。ま、一般質問で、十分答弁されてないから、しかし、今聞いて、おそらく議員の皆さん、みな聞いて、それは夕張市と同じように言い訳ばかりしとったんでないかと、ま、一部の議員は感じたのかと思いますので、そういう誤解をもたれないように、やはり町長は勇気を持って決断することを決断して、また、議員の質問には真摯に受け止めて、答弁もれがないようにして、住民のためになるような行政執行をしていただきたい気持ちで質問しております。私は、個人攻撃は何もしとりません。ただ、間違っていることは改めていただきたい、それ一念でございまして、その意を汲み取ってご答弁をいただければ幸いです。私は、先ほど来、執行者の方もいろいろ小言言よりますけど、私は、答弁書にあるとかないか、ちゃんと書いとりますよ、それは。聞こえとりますよ。やはり、過去の過ちを2度と繰り返さないように、また先ほど、夕張市の事例を挙げましたが、ああいう過ちを起こさないように念ずる気持ちで質問しましたので、その気持ちを受け止めて答弁していただきたいと思います。
副 議 長 町 長	町長、栗田隆義君。 大西議員さんの再々質問にお答えを申し上げます。 えー、一般質問でございまして、限られた時間の中でのご質問、またご答弁になろうかと思います。ま、この一般質問通告書にも書いてありますように、私も、議員の皆さん方の質問に対しては、誠心誠意受け止めて、前向きな答弁、また丁寧な答弁を心がけておるところであります、かなりの多岐多様な質問が出てまいりますし、ま、1人の方から相当、関連、関連ということで、大きな問題が次々出てきて、口頭で言われましても、なかなかすべてキャッチできません。そういうことで、答弁もれ等も出てこようかとは思いますが、できうる限り、限られた時間、30分という時間の質問でございまして、一般質問の主旨はできるだ

町 長	け具体的に文章で記述をしてくださいというふうに書いてあります。また、答弁の必須点を詳細に記述にすることとなっておりますので、今後の質問に対しましても、真摯に受けとめておきたいと思っておりますので、ま、お互いの、これは信頼関係でそういうことは進めていきたいと思っております。
副 議 長	先ほどの質問の中で、中核の生きがい施設の中で、かりん温泉の周辺に、まあ、旧の満濃町で貯めておった基金5千万超ありますが、それを有効活用したいというような考えもございましたが、ま、今般、社会福祉協議会の理事会におきましても、この基金も、そういった建物とか社会福祉協議会の事務所に充当するのは適当でないというような理事会、また評議委員会の意見も踏まえておりますので、この基金につきましても、十分、今後、理事会、評議委員会等で検討して、有効活用して、地域住民の皆さん方の役立つような、また無駄にならないような使い方をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。 以上で17番、大西豊君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 21番、谷森哲雄君。
谷森議員	それでは、一般質問をさせていただきます。表題といたしまして、町内での山間部、特に過疎が進んでいる地域の集落実態調査をするべきではないかということで、お尋ねいたします。 最近、言葉として、限界集落という言葉がよく聞かれます。定義として、冠婚葬祭や森林、道路の維持管理など、住民同士の相互協力によって維持される集落機能が著しく低下した集落、65歳以上の高齢者が半数超のほか、小集落の場合は、働き盛りの壮年人口が4人未満と定義される。過疎化がさらに進めば、最終的に無人化して消滅にいたる。国土交通省の調査では、限界集落は全国に7,873、消滅の恐れがあるのは2,641に上ると言われています。 国土交通省、総務省、農林水産省、限界集落維持へ連携、高齢者の足確保、施策試行ということで、2007年7月28日、九州の西日本新聞の見出しです。今、私が読み上げたのは。国土交通、総務、農水の3省は、7月27日ですが、人口減少や高齢化で存続が危ぶまれている過疎地の集落を維持する方策を探るため、都市住民や企業、民間非営利団体NPOなどと協力して地域を支援するプロジェクトに乗り出すことを決めた。実際に、小規模な集落で、山林の管理や高齢者の足を確保する施策を一定期間試行し、効果や課題を調べるほか、全国各地で集落の実態調査も進める、3省と地方自治体が連携した大掛かりな初の取り組みで、国として対策に本腰を入れる。以上の報道がなされていました。 例を挙げれば、都市や近接する集落の住民、NPO、企業などが分担して、山林や農地を手入れし、共同で管理する。高齢者の通院時などに大型タクシーが巡回する事業も試験的に展開する。その他諸々の施策がありますが、島根県邑南町、京都綾部市、新

谷森議員	潟県上越市に合併した旧町村地区を対象として、実態調査とその対策、さまざまな取り組みをしております。まんのう町としても、先進地に学び、琴南、仲南地域の過疎が進んでいる集落の実態調査をし、その対策を講ずる必要があると考えます。森林の公益機能、1つ、国土保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収、酸素の供給、その他たくさんあります。森林の公益機能を十分認識していただき、営々として守ってきた山や畑、国土保全、維持してきた現代人、先人たちの労苦を大切に守らなければなりません。過疎地域の消滅の危機に近い限界集落がなくなればどうなるのか、山、畑、道が荒れ、大雨が降れば土砂崩れなどの災害がおきます。大きく言えば、国土が荒れます。この限界に近い集落及び限界集落と判断できる集落の実態調査、戸数、家族構成、人数とか年齢、後継者の有無などを意向調査、ここに住んでいる人たちの暮らしについて、収入の根源は年金暮らしとか、また、日常生活用品の調達方法、外出の機会、回数とその方法など、また病気やけがの場合はどうするのか。また2つ目といたしまして、今後の見通しについて、5年後、あるいは10年後はどうするのか、あるいはどうなるのか。3つ目でございますが、離農後はどうするか、自己山林とか畑とか、家はどうなるのか。4つ目でございますが、この地で最後まで住むのか、あるいは息子たち子供たちの元へ行くのか、それともやむを得ず老人施設へ行くのか。さまざまな問題を抱え、生活不安を感じています。住んでいるお年寄りの多くの人たちは、この地で最後までいたいという思いが強いのが事実です。このような信条を基に、限界集落の今とこれからを行政として考えてほしいし、考えるべきと思うがいかがでしょうか。
副 議 長 町 長	私が危惧するのは、山林は下草刈りや間伐がされていない放置林、また畑地は耕作放棄地となり、地域が自然が荒れるのを最も危惧します。山を守り、地域の人たちの暮らしを守る政策を考えていただきたい。そのための第1ステップとして、過疎が進んでいる限界集落に近い、及び限界集落と判断できる集落の実態調査をするべきと考えるが、いかにかお尋ねいたします。 町長、栗田隆義君。 谷森議員さんの質問にお答えをいたします。 まず第1番目に、過疎地域実態調査についてでございます。琴南地区は、ご存知の通り過疎法により過疎地域に指定されています。また、琴南の川奥地区と勝川地区、仲南の塩入地区と本目地区は、辺地法により辺地指定を受けています。旧町時代から、過疎地域、辺地地域を含め様々な施策の推進を実施してきましたところではありますが、人口の流失、急激な高齢化などで、今後、農道水路の維持や冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になってくる集落も予想されます。このような現状を、支所機能をもつ的確に把握した上で、社会基盤の整備や農林業の推進等、住民の方々と協議し、協力しながら活性化に繋がる事業に取り組んでいきたいと考えております。実態把握につきましても、連合自治会長会や地区町政懇談会等からの情報を基に、現状把握に努めておりまして、福祉保健課や健康増進課、農林課などでは、内容の違いはあるにせよ、ある程度把握をいたしておりますので、今後検討し

町 長	ていきたいと考えております。 現在、全国的に、都市から地方への移住、交流の推進を広める運動が強まってきております。これは、団塊の世代の大量退職などを背景に、地方回帰への気運が高まりつつある中であって、地方の人工減少に歯止めをかけ、活性化を図っていく上で大変効果的な方法であります。香川県でも来月１０日に、移住・交流推進機構を立ち上げるべく設立準備をしております。まんのう町としても当機構に加入予定であり、移住受入れのための仕組みづくりと、廃校跡地等地域資源を活かした移住促進を、今後研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、議員さんは、山間地の自然が荒れるのを危惧しておられますが、山を守り、山間地域の人々の暮らしを守るのも行政の大きな使命であります。確かに、山林や農地を守ることは、国策として当然行われなければいけない施策であろうと考えておりますが、農業施策につきましては、いろいろと行われておりますが、林業対策につきましては、造林補助事業程度で、農業に比べ遅れておるように思います。現在、多くの森林を抱える地方は、過疎化も進み、少子高齢化も顕著になり、財政基盤も脆弱であります。国土保全是将来の子孫に引き継ぐべき財産の保全であり、国民が等しく負担をすべきものであることから、地方交付税での対応、目的税的な特定財源での対応が図られるべきであると考えており、森林環境税の創設を、今まで県知事とのトップ会談をはじめ、機会あるごとに要望をしまいいりました。そのようななか、先般、香川県では、山林災害防止や水源の涵養に向け、荒廃した森林の整備を重点的に推進する２００７年度から５カ年計画となる森林再生方針が公表されました。優先区域を選定して、計画的に整備を進める方針で、総事業費は、約３８億円の見込み、財源の確保先として、高知県や愛媛県などの西日本を中心に、２３県で森林環境税を徴収していることや、県内の市町から新税の創設を巡る声があることなどを踏まえ、行財政改革を進めて、既存財源から捻出するのが基本であります。それで財源が確保できない場合は、新税の創設などについて、市町や県議会などの意見を聴きながら検討していきたいとし、県民の負担も視野に入れた議論を深めていくことになるようです。議会とも一緒になって、森林環境税の創設に向けてがんばってまいりますので、議員の皆さん方におかれましてもお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。
副 議 長 谷森議員	２１番、谷森哲雄君。 特にあの、琴南の、今、町長が言われましたように、いわゆる川奥から奥、あるいは西谷地域とか、こういうところの方、非常にこう切実な問題、まして非常に高齢化しております。だからほんとうに、いわゆる限界集落とかそういうなんが、私にはこう切実な問題とそういうふうに受け止めておるわけでございます。そういうなかで、先ほど申し上げました先進地では、たとえば有償のボランティアを募って、その有償いうても、非常にこうあの、ほんの少しの有償ですが、わずかな賃金ですか、労務費とか、そういうなんを支払って、そういう集落、限界集落の地域を守る、保全するために、ボランティア活動されておる、あるいはまた、

	谷森議員 町 長 副 議 長	京都の綾部市かな、なんか、いわゆる地域を守る条例と、こういうような個別の、その町とか市がつくって、そういう地域を守っていかうとしておる、そういう地域もありますし、それから、私1つ思うんは、いわゆる農業に関しては、農業の直接支払い制度いうんがありますので、これはまた県とか国へも働きかけていかなければならない大きな問題かと思いますが、やはり林業にも直接支払い制度と、こういうのができれば山間の山も守れるのではないかと。こういうようなこともありますので、いわゆる、特に町長は県あるいは国とのいろんな場での接触とか話し合う場がありますので、こういうこともぜひ提言していただきたいと。それでまた先ほど町長のお話にもありましたが、全国で森林環境水源税創設運動と、これが何年も前からこう展開されております。そういうなかで、高知県は水道料金に1円かいくらか、全県民に上乗せして、それを森林保護に使うと、こういうような事業もされておりますので、そういうことでぜひ、そういう、ほんとにこう日本の国土を守る、いわゆる地域を守るために、いろんな面で町長、ご努力していただきたいと思いますが、今、私が申し上げましたようなことについて、町長いかがでしょうか。 町長、栗田隆義君。 谷森議員さんの再質問にお答えをいたします 具体的に、この限界集落対策について取り組んでおられる先進地も何県かあるようにお聞きしました。、ま、そういった先進地の事例も考慮し、また先ほど谷森議員さんからお話がありました林業の直接支払い制度の創設についても、今後粘り強く要望してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上で、21番、谷森哲雄君の発言は終わりました。 以上で一般質問を終わります。 本日の日程は全部終了しました。なお、次回会議の再開は9月27日午前9時30分といたします。本議場にご参集願います。 本日は、これで散会いたします。 散会 15時47分
--	-------------------------------------	---

地方自治法第 1 2 3 条第 3 項の規定により署名する。

平成 1 9 年 9 月 1 8 日

まんのう町議会副議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

